

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(3-13)

2. 日時

令和2年8月20日(木) 13時10分～14時35分
14時50分～16時25分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、田邊係員、池永技術参与、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 環境安全部長 他9名

品質・安全管理室長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表(R2/08/20)

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁のタナベ率、ただいまから原子燃料工業熊取事業所とも面談を行います。
0:00:11	本日の内容は例は元年 12 月 2 日付で申請があり、平和 2 年 4 月 15 日付で廃止補正なった新規制基準対応されて工認申請について、維持規格の行うようになります。
0:00:29	それではまず初めに、事業者からいただいた面談資料 1 - 2009601 を基づいた一括行いたいと思います。
0:00:41	事業者から本資料に対して、補足の説明が場合は、御説明お願いいたします。
0:00:50	原子燃料工業フジワラでございます。
0:00:53	資料 2 のうちですね 3 ページにつきましては事前のまずこちらから簡単に補足させていただきたいと思います。まず一つ目はですね、5 - 21 の消火栓ですね、まずこちらについてとですね。
0:01:08	あと 5 - 256 とございます。すいません。2526 このあたりのですね、防壁の扉についてですね。
0:01:17	これは補足資料も準備しておりますので、こちらで御説明と、あと最後にですね前回御質問があった件の 5 - 42 のですねええと。
0:01:32	連合設定値派遣ですかね、どこばすいません。失礼しました、5 - 41 ですね 41 - 清涼モニターの警報設定値についてですねちょっと御説明させていただきたいと思います。それではまず消火栓のほうですね。
0:01:50	担当の方から説明いたします。
0:01:56	原子燃料工業の井上でございます。
0:01:59	5 - 21 の誤開消火栓についてでございます。
0:02:05	コメントとしては評価点の管理番号と説明書を識別できないということでした。今回、1 表につきまして、評価線番号の消火栓の ですね、 の方。
0:02:21	記載することで、正月の管理番号と
0:02:25	説明施設が識別できるようにというふうに変更してございます。
0:02:31	それとともにですね、
0:02:36	機能性内閣事項を設備機器の設工認申請については可能な限り同一時期に申請すること。
0:02:44	ということに對しまして、考えまして、
0:02:47	今まで屋外消火栓 No.6 でございますけれど、一部移設ということにしておりますが、

0:02:56	今回補正するにあたって、それを貸せあり移設というふうに変更しまして、すべての職員評価線のAT剛性確認保持で申請するというふうに変更いたしました。
0:03:07	この21につきましては以上でございます。
0:03:19	続けてお願いいたします。
0:03:29	ちょっといいですか。原燃工ワラタニでございます。続きましてですね号20。
0:03:37	5からですね、5-33辺りまでですね、従前ですね防波壁No.1っていうのはコンクリートの部分を安全機能と、申請してありましたけれども、
0:03:52	重点扉に委員の方でもですね、これ開閉式の扉なんですけれども、遮へいのところですねやっぱり見込むということで、安全機能を有する質疑いいとしてですね。
0:04:07	重点扉のほうもソース棒に盛り込ませていただきたいというところがございます。こちらですね、
0:04:16	添付しております資料ですね、まず5-25が9号の25っていう資料ございませけれども、こちらにですね全体扉も、明確に記載してですね骨組みともう大きさを示しております。こちら側の図になります。
0:04:33	続きまして、
0:04:37	9-526ですね、こちらに扉そのものの耐震計算書ということで、ご参考で出さつけさせていただいております。
0:04:49	こちらですね扉は時深夜の重要度無理一類ですけれども、重要度分類に応じて算出する地震力
0:04:58	によってですね、レール等から脱輪しないということで、そのまま安全基準の日維持し続けるするという評価になってございます。
0:05:08	続きまして少しページめくっていただきまして、下の702っていうですね、9号の29-1ですね。
0:05:17	こちらはF1竜巻に対する扉の評価になってございます。
0:05:22	こちらもですねF1竜巻の風荷重、あとそれという風致飛来物ですね、長期荷重見込んでも扉は損傷しませんし、レールとお金脱落することもないという評価になってございます。
0:05:37	続きまして、都市右下に書いてあるする719というページのところなので、資料番号9-5-29-2っていうところですね。
0:05:47	こちらはちょっと詳しく説明させていただきたいんですけども、
0:05:52	どこの資料のですね3ポツのところですね、F3竜巻に対する評価の方針ということで書かせていただいております。ここに書いてございます通り目的No.1本体及びそれに取りついているコンクリート充填扉ですね、F3竜巻が発生した場合において、

0:06:10	第1加工棟にF3飛来物が衝突することを防止するための障壁として設置するものでございます。
0:06:18	ですのでの防波壁そのものがウランを内包しているとか、そういうものではございませんということで、AとF3の竜巻時にはコンクリート充填扉そのものは総称してもいいから第1加工棟を守るとする障壁として機能するというので、
0:06:36	評価をさせていただこうと思っております。
0:06:39	そこですのねコンクリート充填とかの評価方針ですけども、まずF3の風荷重ですのね、F圧力を採用した時にですのね、メールから脱輪してパターンと倒れてしまうと、その後の飛来物に対してですのね、防護ができなくなると第1加工棟守れなくなるということで、
0:06:56	F3の圧力に対しては、安全機能を維持し続けているという評価をしてございます。さらにそこにですのねF3飛来物がショートしてくるということの評価いたしましたので、こちらはですのね貫通防止厚さ以上の
0:07:13	充填厚さがありまして、当扉そのものをですのね予算飛来物が貫通することはできないという評価になってございます。扉はですのね、後ろのほうに書いてございますけれども、その防護兵器の開口部ですのね、廃校部よりも一回りふたまわりぐらい大きな扉になってございまして、
0:07:32	その開口部をつくり抜けるような形で、第1加工棟側に倒れることもないと。
0:07:39	さらにですのねその扉を受け持っている防壁ですけども、防護引きそのものは、普段の風荷重ということの飛来物の荷重を作用させても倒壊しないと、終局に至らないという評価が別途あの
0:07:54	コンクリート部分で評価してございます。その辺りですのね、今回この計算書にまとめてございます。あと、ちょっと前回もですのねの北側南側っていうのでわかりにくいというお話ありましたけれども、このコンクリート充填扉は
0:08:10	コンクリートの遮へい壁の北側に取りつけてございますので倒れるとしても北側に倒れることがあっても、南側の第2項第1加工棟側には倒れないという設計で北側にレールを取り付けて、設置するという設計になってございます。
0:08:26	以上でございます。
0:08:29	はい。
0:08:44	原子燃料工業のカナメでございます。それではお手元の資料のコメント番号5-41ガンマ線エリアモニタの警報設定値
0:09:00	こちら新清掃に記載がなかったことについてのコメントに対する
0:09:06	回答でございます。補足させていただきたいと。
0:09:10	ます。
0:09:13	こちらのガンマ線エリアモニタにつきましては、
0:09:18	通常、

0:09:20	通常状態から逸脱するような異常の検知、
0:09:24	という
0:09:26	位置付けで
0:09:28	設置するという補助金をしてございますと例えば通常の
0:09:36	本値は電離則で言うところの1週間。
0:09:42	作業環境の線量が1週間位。
0:09:46	1ミリシーベルトであったり、
0:09:49	管理区域の境界、3ヶ月で1.3mSvといったような通常の
0:09:57	運用の
0:09:59	線量の
0:10:01	管理のためにはこちらの下まで入れもいたとは別な放射線測定器、
0:10:07	を用いて管理しております。
0:10:10	こちらのガンマ線エリアモニターはそういった通常値ではなく、若い
0:10:18	以上に高い線量の検知のための設備として位置付けております。そっちそこで ですね
0:10:27	コメントの回答のほうに書かせていただいたように我々として、
0:10:33	線量が非常に高くなった場合の
0:10:37	基準というものを
0:10:40	想定しております。
0:10:43	こちら文献等により得られた知見から設定して考えているものですが、
0:10:51	申請書に盛り込む。具体的な値としては、こちらの
0:10:59	基準のほうを申請書に盛り込む。
0:11:02	させていただくことを考えております。
0:11:05	その上でこのガンマ線エリアモニタのほうを測定範囲、警報設定ができる範囲 ってというのがこちらの
0:11:15	我々が考える線量が非常に高い場合の
0:11:21	多様ですね、
0:11:23	測定できたり、そこで警報。
0:11:25	その能力があるということを
0:11:28	合わせて申請の方に
0:11:32	書かせていただきたいと考えております。
0:11:36	それを県、
0:11:38	こちらの検査で警報の作動検査におきましては、判定基準を
0:11:45	設定値以上の線量を検出したときに、警報を発するといったところを確認いた だくこととなりますので、

0:11:55	このときに、検査のときにですね、先ほど申し上げた、
0:12:01	以上に高い線量がこちらに至る前に警報が流せるような
0:12:09	警報範囲で
0:12:13	警報設定ができるということを
0:12:17	確認していただくために
0:12:20	この基準より北の場合に、
0:12:24	警報設定を設定。
0:12:28	補聴設定して検査するといった眼のことを申請書に盛り込ま
0:12:35	させていただけようと考えております。
0:12:38	以上です。
0:12:42	はい御説明ありがとうございました。まず初めに、規制庁側から今いただいたように補足の説明いただきました3件について、成果の事実確認事項等ございます。債務者をお願いいたします。
0:12:58	原子力規制庁ナガイです。回答のですねまず5-21番。
0:13:05	からちょっと幾つか確認したいんですけども、先ほどご説明のあった
0:13:12	最後のこの回答資料のまたから以降ですね、最初最後6秒ぐらい。
0:13:19	仮移設2変更するという事なんですけれども、宝の書き出しを機能性能陸海実行含む。
0:13:37	事故の申請については位置構造強度等の県の性能は図の申請を可能な限り統一にとつたしてるんですけども、出資者何でも先送りするというのはむしろマーケ
0:13:52	前倒していかねよく計画的に申請してくださいということですので、まずそこは誤解のないようにお願いします。で、その上で、
0:14:04	一部移設から借り切にということになるとですね、そのほかに
0:14:14	その他2というか今回申請を仮設定にすると、どんな転流して、
0:14:20	それから、申請書のどの辺を合わせて直す予定であるか説明をお願いします。工事の方法であるとか、
0:14:31	どういうふうに考えているのか、ちょっと簡単で結構ですけども、
0:14:38	原子燃料工業の井上でございます。
0:14:41	まず他に変えるところですけども、工事の方法ですけど、今まで移設ということで、一部移設ということで工程を作りそれからあと、この今回の申請では消火栓配管の解説というのはされて両方立てて書いておりましたけれど、
0:14:59	一つにして消火栓消火栓配管とか隣接で工程を、
0:15:05	期待するというふうに考えております。
0:15:08	それから、どうぞ。

0:15:11	検査の方法、
0:15:14	試験検査の検査確認のほうですね、検査が国の方も
0:15:19	移設に関わる検査をするというふうにしておりますけれども、隣接ということで すので、その点は省いております。
0:15:26	また、
0:15:28	やはり設にあたって、安全機能を配慮するところに消火栓配管等に消火 栓についても開設に聞いたら安全に配慮する。
0:15:37	ということも岩級加えるということにしております。
0:15:44	ことを技術基準の適合のほうにもれるということで、
0:15:50	記載することで考えております。以上でございます。
0:15:54	原子力規制庁の永井です。
0:15:57	ちょっとこれ申請の仕方との関わりもあるんですけども、
0:16:03	2点ちょっとお伝え今の説明に対してお伝えしなきゃいけないと思っているの は、鍵説をしたときに、この消火栓てのはやっぱり常に機能を維持しなけれ ば、要するに火災はいつどこで起きるかわからないので、
0:16:21	以上です。すると、
0:16:24	それから隣接して機能維持するってところが大事ですので、そこは明確に してください。というのが1点ですね。
0:16:34	それから、
0:16:37	あと最後、
0:16:39	あと申請の手続きとして、どんな加味せずで、技術基準の適合性を記載すると いうのは、多分仮堰だと使用料は、
0:16:56	2. 来るか来ないかっていうことですね工事の方法も一緒に技術基準の中にす べて書いてしまうと、非常に混乱を来しますので、主要評価っていうのは最終 的に技術基準の適合確認。
0:17:14	はい。
0:17:15	適合する設計であるという仕様をまず書いていただいて、工事の方法も当然 技術基準適合性する形で進めなければいけないんですけども、これは今の 仮の状態。
0:17:30	ですので、何か記載の方法はひと工夫要るんじゃないかなと思ってます。特に 今日別な観点でもお伝えしてますけれども、使用表の中になんでもかんでも入 れてしまうと、認可を受けようとする設計が何なのかということと
0:17:49	工事の過程の説明なのかっていうのがもうぐちゃぐちゃになっちゃうので、そこ はちょっとこの後の具体的な事例でも紹介しているか確認しますので、よく御 検討いただきたいと思います。

0:18:04	以上です。
0:18:07	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。検討して反映するようにいたします。
0:18:15	はい、原子力規制庁の永井です。
0:18:20	なんですかね、当社の場合は、先行する事例で東海事業所の燃料貯蔵だなんてからとか燃料棒貯蔵棚の申請があったんですけど、例えばそこで本震の方向の中だけで、
0:18:37	技術基準の適合を説明するような表も使ってたんで、例えばそういう方法もあるかもしれませんのでよく
0:18:47	検討してください。
0:18:54	はい。
0:18:56	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。
0:18:59	これは引き続きですね盆の 2526 で御説明なマター僕併記のNo.1Gですけれども、これは今、
0:19:14	はい。
0:19:17	今御説明いただいた行為等で補正をされることと思いますので、まず、その中で申請していただいて、我々も最終的には泊で確認しますと直接担当者ば
0:19:33	具体になってるので、本日の段階で別でまだ面談ですので、所或いはっていうのはありませんけれども、基本的にはを設計方針ということで、
0:19:46	御説明していただいたものが許可なりの基本的設計方針があったので、それぞれのお宅ます赤字なり開き価値風荷重見開きで荷重に対して、統合できる。
0:20:03	防滴ことで計算されていれば、そして、
0:20:08	例えば、
0:20:10	動いてんですね、この
0:20:13	説明資料ですと、
0:20:15	はい。
0:20:17	下には 719 ページに書いてありますけど、9 号の 29 年に
0:20:23	負担竜巻のところの 3 ポツで御説明ノアいただいた。
0:20:29	二つの携帯し、評価の方針の第一段落目の 3 行目最後です。
0:20:36	コンクリート充填扉そのものの損傷は受け入れることとするということで、多分そこでっていうところを読めば、理解はできるんですけど、その損傷の程度とかね、ありますので、
0:20:52	公開をまで要はバラバラに壊れてもいいっていうことではないと理解してますけれども、記載の方法はよく考えていただいて、

0:21:06	あれですよね、想定する飛来物であるTRACEいい車をちゃんと
0:21:12	意見とメリット、
0:21:14	えっと思って、貫通しないように、水平限界煩雑さ異常であることを確認するってということで、
0:21:25	いやそうでないなら、具体的に説明をし、
0:21:36	原燃工ワラタニでございます承知いたしましたぜこれはあれですよね、水平限界であるということね。水位変化水平展開監査齋場あるという確認がされたということによろしい。
0:21:52	原燃工ワラタニです評価一番最後のところになりますけれども限界厚さ以上あることということで確認してございます。以上でございます。はい、734 ページで今、最終評価結果を御説明していただいたと思う。
0:22:09	ちょっと今回、これは計算せずに、許可で制限、簡単に水平関数の限界厚さが載ってりましたので、
0:22:24	それ以上あるということ。
0:22:28	という評価になっているということによろしいですか。
0:22:33	現行ワラタニでございますはいおっしゃる通りですねどうぞコンクリート充填扉そのものがメインフレームって言っているものが■■■■■■■■■■ ございまして、その両面に鉄板はるという形で、内寸が■■■■■■■■■■ という扉になってございますので、
0:22:51	そこにコンクリートを充填しますので■■■■■■■■■■ は確実に担保できるということで 32 cmよりも分厚いということを確認してございます。以上でございます。
0:23:02	はい。
0:23:03	はい。
0:23:04	イトウ、あともう1点ですね、同じく扉があるんですけど今説明はなかったんですが、この 30
0:23:14	5 番ですね、あと該当コメント回答の
0:23:18	これも午後僕日No.1 のところなんですけど、前回コメントした内容の
0:23:26	P241 でコメントとさてるんですけども、これまず 214 ページです。
0:23:36	後で後でちょっと修正資料のほうは修正していただきたいんですけども、214 ページでもう一度、何を言いたかったかっていうのを御説明しますと、
0:23:49	添付資料として単独設置して評価に包含できる旨の設置で生かして当たってことで、それは約 14 ページを見ていただくとかっこう
0:24:05	(8)用(8)ですね。
0:24:08	この砂丘ですね。
0:24:11	これは第 1 回これ級の大元見ると、と森林火災と外部火災の
0:24:18	ところに

0:24:22	なかなかついてですねばらついてるので、ここは対象要するに比この森林火災の評価対象外の理由が書いてあるのかなあとって9を見ていくと。
0:24:37	5隣接第1加工棟に隣接しており、第1加工棟に対する評価に包含できる。
0:24:46	ということが書いてあるんですので、
0:24:49	結局この防壁は
0:24:52	外部火災なりに対して、
0:24:56	某対象にするのかしないのかってというのがよくわからなくて評価のことがここに書いてあるんで各だとは言わないんですけども、防護対象の施設とするのであれば、この使用表に
0:25:13	外部火災に対して損傷しない設計とするということを具体的にまず使用表の本部の中の有無とか、表の中に書いていただいた上で、
0:25:26	その評価は添付の説明の中で、もっと近いところの建物でもってもう少ししようがグレードが低いと言い方ももしれないけど、アクサが薄かったりして、そこで評価してるから。
0:25:43	追加の評価は要らないとかそういうのは添付の説明書のほうに書いていただければ。
0:25:50	今ここに書いてあっても別にやはりやなりませんけれども、
0:25:55	表カーそのもの認可を受けるといよりは、設備に求められる安全機能をきちんと本文に書いていただくという。
0:26:05	当然お願いします。で、
0:26:08	回答のほうも何かその前段の回答がなくて、もう一度資料添付資料5-35戻りますけれども、
0:26:18	そういう記載になっているかを要するに使用表の本文に、
0:26:27	求められる安全機能に対して、
0:26:33	ちゃんとその技術基準に適合して許可なりの想定した果樹外力火災荷重そうですし、外力に対して耐える設計であるということを必ず全部全部求められる安全機能については、
0:26:50	設計仕様を書いてくださいということで、
0:26:53	期待したものです。これちょっとコメント内容が具体的に書いていないので、後程私のほうでも改めてお伝えしますけれども、そういう形になりますので、回答のほうもちょっと見直しをするようにしてください。
0:27:10	原子力公共のカキノキでございますが、こちらの貿易No.1でございますけれども、結果火災外部火災のですね、対象と
0:27:20	いうことで整理をし直しまして、補正のほうです、こちら仕様表のほうに外部火災の影響を受けないような設計ということを明示した上で、

0:27:33	遺族まで狭経産省ですね、実際のか再現からの距離、それから設計確認値とそれから
0:27:43	はい予備1じゃ公表値ですね、こちらをですね名イメージするということで補正をさせていただきたいと考えてございます。以上ですはい規制庁永井です。これ前回いただく分野ませんので、そういう形で、
0:28:00	関連箇所の記載のほうは見直しをして、
0:28:04	はい。
0:28:07	どうぞ。
0:28:08	そうはいどうぞ。
0:28:10	規制庁残念ですけども、
0:28:12	今の関連なんですけれども、今加入者の回答の通りで、本件については補-32が該当のところ、タナベ深さに対して、対象施設として、
0:28:30	記載を追記するっていうような形で回答されてますので、あそこのところはその通りなんかというふうに理解して、
0:28:37	でも、1点Fuji破綻の本プロジェクトの御質問されてる件。
0:28:45	もう外的事象に対してどういう施設に対して保護をするのかっていうところで、自分の許可のところ燃料棒室等取り扱う設備構築をやったり、設備機器に対してっていうことで、
0:29:04	許可を受けております。
0:29:06	で、ここで言えば、例えば応募できそのものについては、電力リストを当然含んでいないものがございますけれども、
0:29:17	これに対して、御説明の中で一部含まれてましたけれども、何でこの防壁が設置されているっていう求められるその安全機能を以下とかを考えればですね、これは当然街近く応答の中を
0:29:34	第1加工とかメールソフトな取り扱うカーメイト第1加工棟を防護するというところで、基本的には僕も減りについては、設計基準の事象に対して、
0:29:49	安全機能は維持するっていう御説明でしたので、そういう観点で整理していただければいいと思います。
0:29:57	いえ、一方でですね、例えば今後多分出てくだろうと思いますが、非常用DGも建物であってですね、このところというのは当然そのもの自体長年の物質を含まないっていうことは意義が一つ。
0:30:14	それから
0:30:16	ニーズについてはですね。閉じ込め機能だとかを代理店喪失のときに、閉じ込め機能は維持するだとかですね、当該の関係する、その日背景とか提言ですけども、こちらにつきましては、それが設計基準年。

0:30:36	例えば1相当の地震で、総勢機能喪失したときも、建物閉じ込め性能で維持するというような整備ですね、ところで進んでございまして、こちらについては、
0:30:51	そういう考えで
0:30:54	今後ですね、清掃の中で整理していただければいいとかないの。
0:31:03	ですので、追加で言えば、モニタリングポストとかについてもというご質問参りましたけれども、そちらについても同じ考えで、
0:31:15	ありますので、議事と同様のような整理でホームの申請で整理していただければと考えております。
0:31:25	フジワラさんからの質問地帯いただいた事項ですので、この質問ね配当でサイトウになってます。
0:31:34	牽制のコードのフジワラです。
0:31:37	今のお話(は)の安全機能を考慮して検討するということでございますよね。承知いたしました。結構でございます。ご質問いただいた3点について話そうさん説明した。
0:31:54	等についてはそういう考えで、こちらですので、じゃあんの方からご質問いただきいただいた通りの結果だと思いますけれども、そういうことを踏まえて、当市考えていただければ結構です。
0:32:12	以上自動車研修旅行業フジワラで承知いたしました。
0:32:17	はい、原子力規制庁の永井です。あと二つ簡単に言えば、
0:32:24	次の事実確認してるほうの41 ですね、ご説明あったガンマ線エリアもガンマ線モニターの検出器、
0:32:33	けれども、今回の回答の中で、県棒の。
0:32:39	ここにもんだろう。
0:32:43	設定値
0:32:44	については500 マイクロシーベルトパーアワー。
0:32:49	以下、ということですので、要するに認可を受けようとするものが何かということですね、これは今ご説明のあった通り、提案の異常が専用検出できればいいという設置目的であれば、あそこはこれで認可を受ければ、
0:33:08	認可を受ける際には、その上限設計確認して中種子検出すべき所下限や言えば8007 線量を
0:33:20	以下とかっていう形で返していただければ結構ですが、結構ですので、こっから先はちょっと散歩っていうか出たんですけど、ただ、その他にですね。ただ、警報の設定値まああの、
0:33:35	セットになると思うんですけど、ゼロからこうやって、その0 っていうことは、

0:33:42	なんだろう。
0:33:44	どういう意味なのかね、これ何か考えて、
0:33:48	入ってるんですが、ある程度はもうちょっとでも線量が0に設定することなんじゃあるんでしょうか。
0:33:57	何かちょっと考えていただきたいと思ったけど、これはどういういいとして、0している。
0:34:03	御説明したい。
0:34:06	原子燃料工業のカナメでございます。
0:34:10	はい。こちらですね
0:34:13	我々が検出すべき500mSv/hという
0:34:20	次に至るまでに
0:34:22	建設するためにこれ以下の方、
0:34:26	これ位以下の辺りで警報設定しますという意味で、機器の能力。
0:34:32	この0から
0:34:36	図れるものを警報設定。
0:34:39	できるものですので、そういう意味で、
0:34:43	これが500以下と書けばよかったものの男解決というところになりますと適切な表記いたします。
0:34:54	原子力規制庁の永井です。これ今後ですねインターロックウール、これに限らずですね、いろんなのが出てくると思いますので、ちょっとこの場で、この表現がどうこうっていうこと。
0:35:10	以前にですね、まずインターロックとか、警報の設定値については、
0:35:17	求められる、その安全機能ってますか、検出する限界限界値ですね、設計確認値を異常とか以下というか、丸々、これ単位はmSv/hですけど。
0:35:33	以上とかEかということをまず認可で受けて、認可申請書に書いていただいて、認可を受けるようにしてくださいって、その上で、
0:35:45	実際の運用にあたっては、当然実際のセット値が、
0:35:52	あるわけですけども、それはその認可を受けた500mSv/hを超えないように、機器のほうさも管理した上で、実際にセットする。
0:36:09	範囲を、これはもう認可の対象にはなりませんけれども、使用前の事業者検査で確認するときに、
0:36:20	膏薬以下ならいつでもいいというならばこういう記載もあるかもしれませんがけれども、どの範囲でセットするのかというのをよく検出対象の人するお茶線量もどんどん兼ね合いでですね。
0:36:37	これは社内管理

0:36:39	認可には直接関わりませんが、その後段の事業者検査とかの影響してきますので、よく考えてですね。
0:36:49	この警報設定値とかで、
0:36:52	セット値の運用っていうか、記載をよく
0:36:56	考えて記載して、
0:36:59	それとここではこれ以上言いませんけれども、検出せ制度の兼ね合いで、例えばコンマ
0:37:10	通常の放射線量外部放射線とか、ちょっとでも 0.2 の岩盤線の上は検出しますので、例えば有効数字とかもあるんであれば、その辺もよく
0:37:25	加味した上で、
0:37:28	ここのところの種記載もですね、社内管理値のことも会期いただいているので、これ以上あれですけどもよく考えてちょっと適切な数値
0:37:40	そして、資料のほうも訂正をするようにしてください。
0:37:49	原子燃料工業のカナメでございます。
0:37:52	混焼いたしました。
0:37:54	それから、はいどうぞ。
0:37:59	いいですか、今の点よろしいですかでほぼちょっともう一つわけですねこの資料で分の 11 番に戻るんですけども、
0:38:12	この後ですね本日の議題で幾つか確認した最後にももう一度お伝えしますが、こんな 11 で今回ですね。海峡の中で前室給全室の結果表ですね。
0:38:27	するということになってるんですけども、
0:38:36	それが今日カー
0:38:38	と
0:38:41	許可の基本的設計方針から変更しないということになってますけれども、いろいろ過去事業許可で約束した実効特に本分記載の基本的設計方針に、
0:38:57	影響するような変更についてはまだ安易に変更しないように、
0:39:05	していただきたいということですね、特にもともとその設置すると約束しているものがあるのであれば、そこの壁なり選出に求められる核種荷重 80 ですね地震荷重、
0:39:23	竜巻火災もそうですけれどもに耐える設計にバックするということをよく考えていただいて、下の全室転居することによってで閉止カー
0:39:46	そうですね。この別紙 北側ですね、電気室っていうか、出入口を設計の閉止化するというような場合には、いろいろ非安全避難通路であるとか、アクセスルートであるとか、他の安全機能にも、

0:40:03	影響を及ぼしますので、単にその竜巻だけ考えて撤去するとかですね、そういうことのないようにしてください。これ最後にもう一度確認しますが、この資料は資料としてよく
0:40:22	はい。
0:40:23	そうであったり、
0:40:29	平成の工業のカキノキでございます。そして拠点承知いたしました。
0:40:37	はい規制庁は駄目です。まず規制庁側から説明を今までの3点について追加の方へ確認は内ございませんでしょうか。
0:40:48	そうしましたら、続きまして規制庁側から他の前回から前回のコメント回答に対しての追加の確認事項に移りたいと思います。
0:41:01	規制庁の吉村です。
0:41:05	えっとですね、前回いただいたコメント回答でちょっと監視員がなんですけど。
0:41:13	du層、
0:41:16	輸送物の保管区域の耐震設計の30。
0:41:20	9ですね、ほとんど38も考えますけど。
0:41:24	一応回答いただいた内容は確認しまして、基本的な郵送輸送容器の耐震評価の考え方がいわゆる技術基準6条で言っている通常の耐震
0:41:39	地震の対象設備はちょっと異なるという取り扱いについては、大体了解しました。この件については今回
0:41:52	その辺のオノの違いについて基本方針のほうに記載をいただくということで、
0:42:01	評価の内容については了解しましたが、一つ確認したい点があるんですが、当協会の記載との整合ですね、この辺についてちょっと1点確認させていただきたいと思います。
0:42:19	これ前回もちょっと御確認でコメントさせてもらいましたが、去年はいわゆる
0:42:27	第三次外固定措置を講じるという記載になってるんですが、
0:42:35	ゼネコン解釈では、今回、回答では
0:42:39	いわゆる補訂しなくてもですね、転倒しない。例えば、一段おきで、管理するソフトソフト的な対策も含むという解釈でa唐ヶイトウご提示いただきました。
0:42:55	この点に関しては、
0:43:00	評価のなんか局の議論でもよろしいですか許可の中でどのような
0:43:07	観点で、こういう解釈がこういうことが含まれるということが決められたのか、もしくはそれに関連する記載がどっかにあるのかはちょっとこの点についてご説明いただきたいと思います。
0:43:25	はい。

0:43:26	原子燃料工業フジワラですし、許可の中ではですねそういう明確な記載はなかったと思います。ただ、議論の中ではですね、ちょっと回答にも書いてますけど輸送容器自体は、それ自身の安全性を有しており、
0:43:44	普通の人超えており、どっかに書いてます。これがですね、補決定すべてですね、安全機能を有する施設に影響しないというのが、
0:43:59	目的でございますので、それ自体がですね、検討とかですね、移動はしないっていうのであれば、対策を講じる必要がないというところございまして、あくまでも他の設備ですね、経営とか高速で認可を得られる方の施設に影響を及ぼすか及ぼさないかという。
0:44:19	検討するというところでございます。以上です。
0:44:24	規制庁芝生、
0:44:28	検討の方針とですね検討の結果ですね、当然この輸送容器、一般的のほうでもやっぱか使ってますので、評価の考え方としては了解しますし、結果として必要な検討の対策が必要なければ、
0:44:47	何もしないということも当然結果としては了解できると思います。ただ、現実的にはこれ許可のほうでは固定措置を行うということになってますので、この辺は
0:45:05	普通固定措置というのはその現象の通り固定を行うということがその内容ですので、結果としては、必要がなくなったということは評価の結果で、
0:45:21	わかりますので、ただこれは私のほうの考えとしては、PRA評価の許可からの変更点に付け加えるべきではないかなというふうに考えてますが、
0:45:33	いかがでしょうか。
0:45:40	原子燃料工業フジワラでございます。
0:45:44	ちょっと許可自体の記載がですねちょっと誤解を招くようなところもございますので、
0:45:51	ちょっと変更点として確保とか、ちょっと検討させていただいた上で、
0:45:56	施設工認の中で誤開しないように書いたほうがいいのかと思いますので、各方向でですねちょっと勧め進めたいと思います。以上です。
0:46:09	原子力規制庁の永井です。今の重要なポイントなんで、再確認しますけれども、今評価で最初フジワラさんは
0:46:23	具体的に書いていただきましたけど37ページの許可申請書の37ページの安全機能を有する施設の大まか人名前は言いませんけれども、総務部長区域
0:46:38	の、これは設計基準の中の耐震重度分類として、一類でも注記がありまして、そこに耐震重度分類3B相当も補填措置を

0:46:57	講じるっていうのがまず設計基準に書いてありますとしてですね、さらなる裕度だとかそういうことではなくて、あの設計基準に書いてあるので、この申請もそうだし、今後の申請も包含ですけれども、
0:47:13	この安全機能を - として許可されてていう事項については、この耐震もそうですしこの 37 ページでも臨界防止とか、閉じ込めも具体的な
0:47:31	ネットの設計の基本的な考え方が設計基準に書いてあるので、この部分については、他の設備もそうなんですけれども、まずはもれなく反映設計基準として反映していただくっていう
0:47:47	ことですね、それは社外の方できちんと確認した上で、主要表を作り込んでいただく必要がありますので、出ないと評価設工認の認可要件の評価
0:48:03	何かと。
0:48:06	過去事業変更許可過去事業の許可ですね、踏まえた設計であるということとは言えませんので、
0:48:15	今設計番号もその他許可で求める仕様のところにも回避書いてあるけど、そうではなくて、ご覧耐震のまず技術基準に基づく使用のところに反映していただくべき。
0:48:30	実行だと思いますし、ほかも、そういう形ですね。
0:48:36	漏れなく許可
0:48:38	を踏まえた設置工事になってるかっていうのは確認するとしてください。
0:48:58	原子燃料工業の藤原です。
0:49:02	御指摘の点ですね所そっちの固定措置の中にはソフトを含んでいるということでちょっと明確ではないところがあって、この辺はですね設工認の中できちっと表現したいと思います。以上です。
0:49:18	はい、原子力規制庁の永井です。今おっしゃられた通り、ソフト対応でもう許可では、ハードソフト両面を記載していますので、ソフト対応のほうで対応するというのであれば、
0:49:34	そういう。
0:49:36	説明をしていただくこと。
0:49:39	ことも可能っていうかただで結構かと思います。
0:49:43	ただの基本でどこに書かなきゃいけないっていうのはちょっと言い過ぎたのかもかもしれませんけれども。要は言いたかったのは、評価でされたところの安全機能についてはなく漏れなく設工認のほうに対応するということですので、
0:50:01	ソフト対応するんであれば、それは適用説明の中でやっぱ今皆さんさっき言った塵火災そうですけど、うまく中周期に書いていただくとか、

0:50:15	そういうことで、I0のほうですね、検討していただいて、今回の1例ですけども、こんなものもすべてあの同じですので、よく考えていたようにしてください。
0:50:34	原子燃料工業フジワラです承知いたしました。
0:50:39	規制庁わから他コメントに対する追加の確認事項等ございませんでしょうか。
0:50:48	そうしましたら、規制庁側から、今回新たな事実確認事項に移りたいと思いません。
0:51:07	規制庁のイケナガですけども、
0:51:12	申請書はですね、工事の方法のところになるんですが、65ページ。
0:51:22	議題っていただきたいんですけども。
0:51:24	65ページにですね、図の上のD-1というのがありまして、そこに注の3というのがあります。
0:51:33	この中部さんはですね撤去した粉末、ペレット貯蔵容器I型終わったという、具体的にこの480号に沿って、
0:51:44	はい。
0:51:45	えっと、そういうものだと思うんですけど、これを
0:51:51	L型郵送料としてもオーバーするようとして採用する予定に書いてあるんですよ。
0:52:01	そうしますとですね、これだけでは、そのあとのことがよくわからない、どこまで認可するかということになるんでしょうけども、要はそのI価は特に大きいのでしょうか。
0:52:13	夫すれば、当然その間の管理が必要ですけども、それはどのようにしているのかということの確認です。
0:52:28	原子燃料工業フジワラでございます。
0:52:32	もともとこのI型っていうのはですね以前の輸送規則でですね、輸送容器として使用しておりまして、当時はF型の輸送物として扱ってありました。
0:52:47	その後ですね輸送規則変更になってですね、通常の劣化天然ウランでは使用が可能なまだ機能として維持しておりまして規則上でもですね、どまりか天然では使えるようなものでございます。
0:53:02	これをですねその10数年前に貯蔵容器として、学校の規則化の印可許可認可を得たものでございますが、今回ですねこれを、加工施設から撤去してですね。
0:53:18	今後ですね、輸送I型対応が立っていますか、この輸送容器をですね。
0:53:25	劣化天然等のいわゆるL型の輸送容器として使用します。置き場所としては当然構内になりますが、輸送容器ですので内だけじゃなくてですね、

0:53:41	再転換メーカー等ですね他の原子力施設にも行くことになります。そのような記載を追記したいと思います。以上です。
0:53:54	当然あちこちこう
0:53:56	いうお話なのですけれども、汚染されてるものだって考えるんですけど、それについての管理はどうされ、
0:54:09	通常の輸送容器もそうですけど、このAID輸送容器自体はですね汚染されたものではございませんで、まず、すみません、表面ですね。うんで、ウラン自体はですね、この中にですね
0:54:27	うちで言うと、Fごとのような。粉末の輸送容器、粉末缶に入れて運ぶわけでございます。当然輸送容器ですので、密閉協会というものを設けてですね、そこをきちっと閉じた状態で、
0:54:43	取り扱ってる。
0:54:46	ございまして運搬にあたってはですね、きちとした輸送の規則に基づいて、表面のですね汚染密度とかそういうものは、あと線量も含めて測定した上で、どうぞ。
0:55:01	抽出外の運搬に用いております。以上です。今おっしゃったことですね、共同さんのところに先ほど仰ってどこに多くの方とか、それから今言われた管理の方法、この辺も具体的に
0:55:16	はい、いただきたいと思うんですがいかがでしょうか。
0:55:26	どうコメントのすいませんNo.9の3ページのね。
0:55:34	はい。
0:55:36	申請書だ失礼しました補正申請書のほうですね、ページで、そうしないとは、これを印可する場合でわかりました。はい。どこをもって認可か区別がつかなくなるもんですからね。わかりました。明確にいたします。はい、承知いたしました。
0:55:57	次に行きますが申請書の160ページになります。
0:56:09	1ページはですね、表のトの2-2の使用表示になるんですけども、
0:56:21	はい。
0:56:24	■■■■の保管廃棄設備■■■■のところなんですけど、ここ、
0:56:34	改造、それから保管廃棄の形状変更って書いてあるんですよね。
0:56:41	で、
0:56:42	この形状変更っていうのが申請書の182ページと言ったら変国からの136ページのように比べたときに、
0:56:53	どこが形状変更になっているのかよくわからないんですけど、これの御説明をお願いします。

0:57:02	原子燃料工業フジワラでございます。182 のですね、保管
0:57:12	ほか排気設備配置図、こちらにですねちょっと黒枠ですねそれぞれ配置を書いております。今あのご指摘など ■■■■ というのがですね、建物の■■■■ ■■■■ になりますが、ちょっと真ん中にございまして、
0:57:30	ここがですね二つの枠ですね、■■■■ ■■■■ になってます。
0:57:41	これをですね、以前はですね、
0:57:45	すみません、失礼しました。■■■■ でございますので、■■■■ でございます。
0:57:58	■■■■ がございますが、以前はですね、ここも置けるようにしてたんですが、THAIとしてここUpperなくて扱わないということで、どこの現状に書いてます■■■■
0:58:18	だけにするということでございます。以上です。山の基礎納付エリアがですね、これは阿蘇とどこが変更になったかよくわからないで何か工夫して欲しいなと思うんですが、
0:58:33	■■■■ ですか、これは安全通路からなんかが通ったんで景況変更というのはわかったんですけど、■■■■ がなかったの、ということでしょうかというか、もらったんですが、
0:58:48	今のおっしゃったところが何かわかるように一つですけどね。
0:59:01	承知しましたこの変更の部分がわかるようなものをちょっと準備したいと思いますし、原子燃料工業フジワラです。変更の内容がわかるような形でね。
0:59:12	示したいと思います。以上です。イケナガから以上です。
0:59:19	原子力規制庁ナガイです。今2点については重要なポイントがあるので、改めて確認してるか、お伝えしなきゃいけないなと思ってましたので、
0:59:34	何かって言うと、さっきも言ったんですけど、まず教科はどうなっていたのかってというのは必ず確認してください。今の説明でダスト許可から置く場所を変えたと言っているんですが、申請書の
0:59:51	これ排気筒ですよ。
0:59:54	はいけるんで、今、設工認申請書だと429ページでこの保管区域については変更箇所はまずないと言ってますけど、変更しているのであれば、
1:00:11	ちゃんとこういうふうに変更したとしてくださいで嘘するんですけどそれもIEEE変更することなくですね、何どうしても変更しなきゃいけない理由があるなら、変更しては駄目だとは言いませんけれども、必ずまず説明をしていただくと、その上で、
1:00:32	ちょっとこの429ページに見ていただいて、保管能力の変更ということで、

1:00:47	あんまり具体的に言うところかもしれないけれども、加工事業許可の 86 ページで第 1 加工棟全体のね他最大保管能力を変更したということで、このエリアを小さくしたから、この部分はどうかって言うそこは書いてないんですけども、
1:01:05	運用性ほか発揮能力少なくするっていうことは、今回いろんな工事をすると、廃棄物が出てきますんで出てきたやつはちゃんと保管能力を有してるっていうことで、あわせて許可もされているので、
1:01:21	その辺への影響とかです、ね、いろんなその関連するものもありますので、単に少なくしたからいいんですということではなくて、そういう検討もした上で、
1:01:36	関連する箇所の見直しも含めて、この許可からの変更点できちんと説明をするようにしてください。それでないと、今イケナガ確認したみたいに我々が見ると、何か部屋の形が違ってるとか、壁の位置が変わっているとかです、ね。
1:01:55	もうそういうことはないようにしていただきたいということですので、少なくともこの許可は現状を書いているのではなくて、最終的に今後新しい新規制基準に適合させるために、
1:02:11	最終的なゴールっていうか、こういうふうにすることで新規制基準に適合するとしたものにするということで評価されているということで申請したと申す許可を受けているということで理解していますので、
1:02:26	それを変わるのであれば、それなりの理由をきちんと書くように、
1:02:32	してください。それでないと今みたいに見るためにあれ形が違う壁の位置が違うってやってたらいつまでたっても、申請書の補正が終わりませんので、すべての事故について、これに限らずです、ね。
1:02:48	確認をしてください。
1:02:51	で、これが今 1 点目。
1:02:54	ですので、もう一つ前の議題に戻りますけれども、
1:03:03	これは工事の 65 ページですけども、申請者が 65 ページで我々が何を言ってるかって言うもしくはの申請
1:03:14	申請書に会計。
1:03:17	欲しいっていうか、各
1:03:20	記載して欲しいという記載すべきであるということがですけど、認可基準は、設計及び工事の方法工事の計画が技術基準に適合することと、
1:03:35	ということですので、今 65 ページのフロー図でいくと、一番左側の列の粉末ペレット貯蔵容器 I 型の 2 番目の縦線ですます対象を設計対象の粉末ペレット、
1:03:52	貯蔵容器 I 型を撤去する下に注 3 とあって、検査となってるんですけども、撤去したものは、まずどこに行くのかわかんなくてさっきイケナガしたように注 3 人となんかありがとあい L 型 E ソフトとして、

1:04:10	採用する予定って書いてあるんですか、それを認可を受けるのではなくて、核燃料物質に汚染されたものをどういうふうに管理していくのかということ
1:04:23	まず要は管理区域から勝手になんか密封されてるから、どこに置いてもいいとかそういうことではありませんので、さっき説明があった内容ですね。
1:04:39	だから、レッカー天然ウランだったら、もう
1:04:43	これちょっとた補機なんで私も手続きを正確に理解してはありませぬけれども、すでに承認なり技術基準適合してても使える上そのままでそのままいくつか替一般の容器として使えるのであれば、
1:05:00	そういう先じゃさんのほうから説明のあった。
1:05:05	技術基準なり規則なりに適合した状態。
1:05:10	一定で使えるっていうところですね、それとあわせて、まだ加工施設として認可を受けたものですから、撤去した後、どこに行くかっていうところをどこに行くってのはどう管理するかですね。
1:05:26	それを必ず今後の申請もそうですけど、撤去したものについては記載するようにしてください。
1:05:33	基本的に撤去といいますか、今あるものを動かす時のいきさつ行き先っていうか、区別する区分すると、多分三つだと思うんですね、一つは、廃棄するっていうことですので廃棄する場合は、
1:05:50	当然その貯蔵施設に保管廃棄するっていうことですね、それから工事のために撤去というか、一旦撤去するんだけど、壁の工事をしたらまた御棚を元に戻すというようなものはやはり設ですね。
1:06:06	その場合はどこからどこに移設して、一時保管するっていうことですね、いう場所をちゃんと申請書に書いていただきたい。それは何故かっていうと、今まで核燃料の
1:06:23	合併汚染されているものを勝手にどっか邪魔だからといって、どこにでも持っていかっていけるわけではありませぬので、どこに仮設置するのかということかりセット一時保管するかってことです。
1:06:36	で、その上で最終的に
1:06:40	新しい新規制基準に基づく許可に踏まえて、しかるべき時に、別途申請で適用確認を受けるっていうフローを明確にするということ、もう一つが、仮移設と言っているものが、
1:06:55	どうさっき消火栓屋外消火栓もあったんですが、屋外消火栓ってあるとか何万整理モニターのように、ずっと使い使ってるから機能を維持しなければいけないもの、この部分については、
1:07:11	仮設置して機能を維持するっていうことをきちんと明確にしていきたい。

1:07:18	大きくこの三つがありますので、ちょっとちょうどこの図がありましたけれどもそういう視点で、技術基準の適合性を説明するようにしてください。
1:07:33	そうすれば、ほとんどっていうかすべてのケースを今の三つに該当するんだと思うんですけど。
1:07:45	原子燃料工業フジワラです。一番最後の三つの高校の件ですね、明確にしたいと思います。
1:07:54	その前の輸送容器の件もですねお伝えしましたように他法令も関係しますので、その辺りはきちっと記載したいと思います。
1:08:04	最初の固体廃棄物のところでございますが、
1:08:09	ちょっとこちらの御説明も不十分だったのか、屋外があるようなので訂正させていただきますと、まず、°我々許可ではですね、例えば廃棄物の貯蔵講話部屋単位で幾つという許可をもらって、すみません。
1:08:27	建物で幾つという許可をもらっております。あくまでも場所とましょっていいですか、建物等で個数でございます。今回設工認ですね。
1:08:43	°形状の変更といいますのは、どこの部屋ですね、ドラム買おう区画というのは従前から設工認マターですね、表示しておりまして、あくまでも前回認可をいただいた時の
1:09:01	ゆすっ廃棄物を置く部屋での範囲ですね、ここを変更するということで、この部分についてはですね、°許可からの変更ではなく、前回からの設工認の変更でございます。一方本数トータルの本数につきましてはこの第1加工棟での廃棄物属というのはこれは許可で、
1:09:21	いただいております、この部分は少なくなるということについてはですね、同施設公認上の添付の2の許可からの変更点で記載としていまして、するところからしております。
1:09:39	はい。
1:09:43	はい。原子力規制庁ナガイです。今みたいな説明を設工認のほう、我々のほうでもすべてを皆さんのイトウを日介して見てるわけじゃなくて申請書すぐ許可と
1:09:59	比較しながら見ているので、もう内容によっては東端の本数で管理してるとかってあると思いますので、それについては今理解しましたので、そういう点がわかるように、今回の申請書については、
1:10:16	補正をしていただきたいと思います。ただ、トータルだから多分どこでもいいってことではなくて、物によっては再生濃縮ウラン埋めような線量の高いものは限定した区域に置くとかですね、いろいろ許可の中でも条件があると思いますので、
1:10:33	そういうのもきちんと

1:10:36	また上で保管廃棄なり、
1:10:40	ちょっとなりするようにしてください。
1:10:46	現実0こういうフジワラです。ここの部屋ごとの細かい本数では従前から設工認に記載しておりますので、今後も引き続いて切ると書いていきたいと思えます。あとあるような話もございましたけど、こちらについてはですね、10でこれも保安規定のほうですね、範囲ところ明確にしておりますので、
1:11:05	引き続きこちらで管理していきたいと思えます。以上です。
1:11:12	原子力規制庁の永井です。ソフト対応については保安規定ということは当然だと思えますけれども、これは今度株価いきなり貯蔵しているものに応じて遮へい等の対応もありますので、遮へいの壁の
1:11:30	設計とかもありますから、
1:11:35	まあ、保安規定で管理するのであれば、保安規定で管理する内容を添付の説明書で結構ですけども、こういう
1:11:49	許可で約束した事項のうちソフト対応の今の方、再生濃縮ウランの話とか、そういうの保管場所については、保安規定で規定するというような説明を添付の中に説明書で結構ですので、
1:12:04	記載するようにしてください。
1:12:10	原子燃料工業フジワラでございます。承知いたしました。
1:12:21	はい規制庁タナベです。そうしましたら、引き続きまして、第1加工棟についてのコメント事項に移りたいと思えます。
1:12:31	まず最初にですね、/技術基準を持ったしますと、県税ね4041ページ広報確認してください。この40ページ41ページのところには、
1:12:47	外部線量評価で一方分野上げ等なったってところの
1:12:52	そうですね。
1:12:55	代表だったりとか、一致後々さというのが、ここで
1:13:01	外部線量評価で用いているところが記載されています。
1:13:05	つまりこれ以降での安全機能一覧表10社計のところの1.二重丸がついているようなところってというのが移行すると思うんですが、ちょっとこう安全機能一覧表と思っても整合ですね。
1:13:21	ちょっとずれているように思えますので、そちらのところを踏まえていただきたいというコメントでございます。
1:13:28	例えば41ページ目の■■■■■というところなんですけれども、41ページ目■■■■■に記載でちょっと困ったなと思えますが、■■■■■と■■■■■、■■■■■、

1:13:43	<p>██████████ってところがけど、例えばここで安全機能一覧表で言うと、うち壁の██████████になっていて、これただあの遮へいがですね安全機能一覧表と20万できなかつたりすると思う。</p>
1:14:00	<p>固定外部線量評価のときに、壁厚を見込んでいるっていう表に記載をしてきているのかどうかというところはちょっと疑問です。</p>
1:14:10	<p>あとですねちょっとこれは記載の整理の仕方なんですけども、例えばその41ページ目の一番上ですね、██████████のところでですね、これ安全機能一覧表とこの二つって一つのうち壁にしていると。</p>
1:14:29	<p>思うんですけども、ちょっとそういうところでね、機械安全機能のうち欄表で考えている壁の整備等をここで記載している壁の整備っていうのがちょっと異なっているように思いますので、あそこはですね社内で間違いがないように今確認していただきたいというところ。</p>
1:14:49	<p>我々がなるべく一緒にしていただいたほうがよろしいのではないのでしょうかという、指摘事項になります。まず1点目が本件40ページ41ページ目の社員についてですが、</p>
1:15:02	<p>事業者から何かコメント等ございますでしょうか。</p>
1:15:06	<p>原子燃料工業フジワラです。ええときちっと確認してたと思うんですけどもう一度ちょっと確認します。その上でですね今御指摘のあったと片方では一つの壁等で片方で二つというのはですねちょっと</p>
1:15:22	<p>つき合わしやすいようにですね、ちょっと見直したいと思います。</p>
1:15:27	<p>ちなみにですね、ちょっと我々のほうでもミスを身につけておまして実はお恥ずかしい話ですけど、この41ページの██████████ですね、この一番上の二つですね、██████████。</p>
1:15:45	<p>██████████、これはですね、ずっとなくてですね安全機能の表にも書いてなくて、</p>
1:15:57	<p>ズーッはちょっと間違ってますのでこれは提出適切に訂正した上でですね。ええと設工認補正をさせていただきたいと思っております。以上です。はい。規制庁からこちらがですね、確認して/二重丸の二つの安全機能を有するかどうかってなって架空</p>
1:16:17	<p>やっぱそういう例は分けられているんで見ると結構ポンプと違ったりするところがあるんでこちらこだけじゃなくてね、ほかにもつつ評価を受けないいっぱいついてますので、そういうところもですねこの安全機能一覧表も二重丸、あとバーッたりとかマルであつたりとか、</p>
1:16:36	<p>そういうのを確認して、しっかりとですね、比較をして確認をするようにお願いいたします。</p>

1:16:43	結露工業フジワラですし、打ち出しました。はい。続きまして、地盤について指摘させていただきたいと思います。こちらですけれども今回地盤のところであってですが片岩最下試験をされていると思うんですけども。
1:16:59	今平板最下資金によってね地盤の許容応力度、こちらを設計しているということなんですが、これぐらい国交省の告示に定められた方法であるということをしっかりと明記してください。
1:17:12	ユズニーますと、添付の資料ですすね、目次の番号を記載されているのですが、その前にですすね、普通上に上がって施行令ですすね、こちらのですすね、情報施行令の何条に基づくものかっていうようなものについても記載をするようにお願いいたします。
1:17:31	前回の面談でもですすね、他法令に基づくものについては一体どういう、何何方もですすね何度に基づくも浜岡っていうのを得るようにして欲しいという指摘させていただきましたがこちらの水平展開のように、ナガイください。よろしく申し上げます。
1:17:52	原燃工ワラタニでございます承知いたしました。
1:17:56	はい。続きまして、安全避難通路等第 1 加工棟をですすね安全避難通路についての御指摘的事項に移りたいと思います。
1:18:07	こちらについても、今のですすね一番後は前々回の面談のお話と同じなんですすが、安全避難通路の誘導灯とか障防法、ああいう非常用照明ですすね、こちらも放棄で求められている要求があって、どうしていると思うんですけど、
1:18:27	これ平成何条に基づくものなんですかということですね、私はそういうところを記載していただきたいということとあと本日は無などに基づく動画ですすねかっていうことを、その中でお答えできるのであればちょっと教えていただけないでしょうか。
1:18:46	原子燃料工業の井上でございます。
1:18:48	申請の方には両校記載するように今、
1:18:55	実は進めてございます。1 でございます。それから
1:19:00	両方向の話ですけど、まず金融冊非常用照明ですけど。
1:19:06	金融地区基準法施行令第 126 条の 4 というものになります。
1:19:13	それから誘導灯ですけど、既設誘導灯ですけど、いざは二つ。
1:19:20	上記以上上下 / 上下ですか。まず消防法施行令第 26 条。
1:19:27	あと、その細目が決まったものとして標榜法施行規則第 28 - 3 というのがございます。最後のほうは 26 条の下にありますので、
1:19:40	鉄鋼に申請の方には施行令第 26 条だけを記載するというふうに進めてございます。以上でございます。はい、計器手帳タナベ承知いたしました映像、先

	ほどの地盤に関してまた安全なんかについて、あとは前回でも出てきた相当建築基準法について、
1:20:00	今みたいですが、御指摘させていただいた点についての記載をお願いいたします。こちらにもちょっと期待されたところについては、コアというかどうかというふうにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
1:20:13	最後にですね、許可との対応について、これは先ほどナガイからもう
1:20:21	一言ありましたが、アクセスルートについてですねちょっとご指摘立っていただきたいと思います。
1:20:28	屋外消火栓からのアクセスルートについては評価点今回借り入れを入れていくことになってますけども、こちらについて評価を添付書類ですね、辺を記載されていたのはフェイルすると。
1:20:43	と、あと今回ですね、第1加工棟、これはやっぱりされる第1加工棟は変更を踏まえた記載になっておりませんので、今回のですね、遠方踏まえてですねルートってというのはどうなってるのかっていうのは、確認できるように記載をお願いいたします。
1:21:01	特にマーキングなるかもしれませんか。第1加工棟事務室の北側ですね、こちらで今回の設工認で閉止することになっていまして、許可のときはどこかにアクセスできるようにしていただきたいがされていて、
1:21:17	言いましたが、ここから入ることはできませんので、こういうルートが変更になっているってということがちょっとわかるような記載をするようお願いいたします。
1:21:27	さらにはからは以上となります。
1:21:31	原子燃料工業のこの目でございます。今ご指摘ございましたアクセスルートに行きまして、ご指摘の通り、
1:21:43	外部扉の閉止等により、
1:21:49	具体的なルートについては一部変更がございます。ただし他で
1:21:57	建物外から各部屋に
1:21:59	直接ルート図以上動けますと、そういった基本方針は変更ございません。今、御説明させていただいた内容を隻の通り移設の方させていただきます。
1:22:14	以上です。
1:22:16	規制庁サーベイするよろしくお願いいたします。ここからの変更点っていうことなので今回の申請書の中に置いて許可変更点の対応表をつくっていただいておりますが、そちらのところにもですね記載していただいてまた駄目基本的な設計方針には違いはないっていうような

1:22:36	2月にわかるようになったりしていただければいいと思いますので、答えをよろしくお願いいいたします。
1:22:44	原子燃料工業でございます。今おっしゃっていただいた等のほうも補正の準備をしてございます。そちらのほうに盛り込ませていただきたいと思います。以上、よろしくお願いいいたします。
1:22:57	そうしましたら次遮へい費について今後確認事項と一体と思いますねと、今ちょっと移る前に今タナベのほうから確認した点で再確認っていうか、考え方を
1:23:12	お伝えしていくとあれですけれども、
1:23:15	特に消防障防法っての緊急安全避難通路であるとか、誘導灯の条文の記載についての話がありましたけれども、まず許可でなくて、
1:23:32	どのように記載していたかって言うことですので転移なんてのは、建築基準法に基づき設置するとか照岸の流動等は消防法に基づき設置すると、排気入れであればですね、まず一番上位である許可では、
1:23:49	法令が出てきて、今度使用表のほうに、今回もいろいろ書いてありますけれども、使用表のほうには、いきなり何か細かいの確認によって検知基準法の何乗であるとか、小、
1:24:04	消防法施行規則の難聴学んによってどこまで書くかってありますけれども、消防法の施行令なのかもしれませんが、そういう形で必ず試運用に落とし込んだ上で、適合の説明の中で、
1:24:20	それが具体的に規定されている情報はなぜそれが適合の中で書いていただければ、こう段階が最もすねで特に平板最下試験のように、国G - 1113号で、
1:24:38	記載があるようなものは、その告示のほうに具体的な告示は添付の説明書で結構ですけれども設計仕様のほうには、それをより引用している建築基準法の施行で何か。
1:24:54	97 そういうのは、
1:24:57	よく段階を、
1:24:59	整理した上で、
1:25:02	それぞれ記載するようにしてください。
1:25:07	必ずしもそういう形に整理できないものもあるかもしれませんが、単に法令だけ変わってれば、許可の裏返しを書いてあるだけだって個別設計としてどういうふう配置するのかっていうのが、
1:25:22	理解できる程度まで記載する。
1:25:26	その際に、法令に基づいて設置するものであれば、その条文なりが具体的にわかればですね、これは誰が見ても、
1:25:38	は確認できますので、いわゆる許可の送信を踏まえた具体的な一つの名前だとかを業務まで含めて書いていただければ結構かと。

1:25:51	はい。
1:25:52	よくそのところを整理して補正に反映し、
1:26:01	。
1:26:03	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました反映するようにですよ。
1:26:08	で、想定ってというのは、
1:26:12	すいません規制庁タナベちょっとレコーダーの関係上一度面談を中断させていただきたいと思います。一時休憩ということでよろしく願いいたします。

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁タナベについて、それでは面談を再開いたします。
0:00:06	それでは続きまして、遮へい機 1 4 についての確認事項に移ります。
0:00:13	はい。原子力規制庁ナガイですし、補正の申請書では 207 ページから、遮へい器 No.1 と 209 ページから遮へい気な場合を
0:00:26	の事実確認をさせていただきます。で、それぞれの仕様表のその他許可で求める仕様で設計番号 99 - B4 というのが、
0:00:41	記載されてまして、F3 竜巻による飛来物で括弧して、トラック委員ぐ者により貫通しない設計ということにが設計仕様で記載されています。
0:00:57	本店について、私のほうで許可との整合を見てみたんですけども、もともとこの遮へい器というのは建物の中にありまして、許可でですね、この
0:01:13	F3 竜巻の飛来物に対する某機能っていうのを、が
0:01:22	よう読めない状況だったんですけど、どういう形でこの市営と設計仕様が記載されているのか説明をお願いします。
0:01:34	原子炉こういうフジワラでございます。まず許可でですねさらなる安全対策ですね、こちらで話でいきますと、まず第 1 加工棟に対しましてはですね、
0:01:50	まあ、飛来物飛んでくる飛来物いたしましてその立地、あと周囲の形状そういうものを加味しましてですね、トラックウィーンぐしゃあとですね、ワゴン車等ですね、プレハブ、そういったものを
0:02:07	考慮しているところでございますですね、許可のほうの添付別添 - 7 - 5 の No 0 ですねこちらに記載しておりますが、建物の保有水平耐力等ですね。そういったものを
0:02:27	についてはですね一番大きなトラックリング者こういったものに対しまして、耐えられるというような記載になってますし体力的
0:02:38	壁厚につきましてはですね、十分な壁厚がないということですね。貫通するという記載になってます。
0:02:48	ノ取りっちゅう考えた場合ですねこの遮へい器があるところについてはですね壁はちょっと建物の外壁は一部損傷しますが、トラック自体が中入ってくるというようなもの、
0:03:04	トラックの飛んでくる方向、姿勢、そういったものを加味しまして、来入ってこないと。
0:03:10	一方ですね、
0:03:13	防護行き渡ってる部分につきましてはですね中に貫通してくる恐れがあるということで防護堰を設置するということになってます。それを最終的に考慮しますと、ワゴン車が入って上から天井から落ちてきて、

0:03:29	天井といたしますか。屋根を超えて落ちてくるもので最大といたしましてドラム缶の損傷を考慮した上で評価していると。具体的には ■■■■■ ですね。ドラム缶の損傷を見込んでいます。
0:03:47	この遮へい器の考慮といたしましてはですね、。壁は穴があくとかですねあるんですけどトラックは中に入っているないと。だから破片等いろいろものは当然分散するんですが、
0:04:02	それを避雷ウェイトマン受けとめるという程度のもので考えております。
0:04:10	そういった意味でいきますと、この
0:04:13	飛来物を貫通しないというのはちょっと記載としてはちょっと準備可能。
0:04:20	ちょっとドイまずいということではちょっとこの記載は見直したいと思います。
0:04:27	はい。原子炉容器以上です。はい、原子力規制庁の永井です。我々もこの許可を見る範囲では今御説明があった内容かと理解してます前後の 220 とか 221 やったりですね。
0:04:43	そさらにこれL3 っていうのはさらなる安全裕度向上の安重との評価で前提にしているものですので、設計基準ではないので、これで評価で括弧で確認した。
0:05:03	で損傷が絶対だけあっては駄目だっていうことでありませんので、評価の前提でどこまで持つ答えればいいのかっていうのを踏まえたですね、設計仕様を使用表に書いた上で、それに対する適用性を
0:05:20	添付のほうで設置をするようにしてください。
0:05:29	26 校原子燃料工業フジワラです承知いたしました。
0:05:35	それですね、
0:05:40	茶系 J9 は以上になりますけれども、ちょっとここで 1 回まとめてますかね、もうずっとこれまでも供給協の面談でいろいろお伝えしましたけれども、
0:05:52	設工認これ設工認の申請ですけども、設工認段階での個別設計については、加工事業の変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づいて、
0:06:09	の各種の荷重ですね、耐震荷重であるとか竜巻荷重とか、もし火災家事後いろんな数荷重がありますけれども、まず許可の方針に基づいて学習荷重設定するようにしてください。
0:06:24	で、安易にですね設計条件を変更しないようにしてください。またですね、設計変更がする場合においてもですね、他の安全機能に与える影響をよく検討。
0:06:42	した上で、変更するようにしてください。今日もあれしましたけれども外壁の扉の閉止化すれば、アクセスルートも影響しますし、
0:06:55	F3 竜巻の飛来物設定もそうですし、放射線廃棄物のさあ最大保管能力の変更についても工事で発生する廃棄物量への影響等いろいろありますので、

0:07:11	そういう。
0:07:13	その直接設計仕様を変更するもの以外の安全機能に与える影響というのも必ず検討してすべからくかけといいませんけれども、
0:07:28	考慮すべき点は、被災するような
0:07:32	今日はからの変更点の中で記載するようにしてくださいでやむを得ず設計条件を変更する場合はですね。協和からの変更点に関する説明書が申請書にありますので、そこに変更にするに至った経緯であるとかっていう
0:07:52	それから具体的な変更内容を記載した上でですね、基本的設計方針に基づく
0:08:01	変更後であっても、基本的設計方針に基づく設計であるということを
0:08:09	もう変更の説明書にですね、漏れなく記載して説明するようにしてください。
0:08:17	ということです。もう基本的設計方針そのものを変更する 경우에는、許可の段階にさかのぼって立ち返ってですね、申請書の変更が必要になる場合がありますので、よく許可を
0:08:33	踏まえた設工認の申請になっているということを確認するようにしてください。
0:08:40	とりあえず今、今日、今日これまでの部分といったまとめになりますけれども、よろしいでしょうか。
0:08:51	原子炉工業フジワラです。ただいまのご指摘ですね重々承知しておりますので
0:08:59	今後出す設工認補正のほうにもですねきちっと記載させていただきたいと思っております。以上です。はい。
0:09:08	それでは引き続きまして、
0:09:11	一つ事例ですね、我々のほうでも、事実確認をしていたんですけども、やはり設工認の申請書の本文といいますかね仕様表とか図面へ記載する事項それから添付の説明書に記載すべき事項が
0:09:30	うまく整理されていないという状況から、実際にどの程度の壁の厚さはあるのかとかですね、梅田店がありました。場所はですね、これは本代表例なんですけど、今日これから
0:09:48	少し確認したいのは、第1加工棟の [REDACTED] のあのストーリーのですね、代表例として、
0:10:03	申請書をどういうふうに皆さんが作成しているのかっていうのをちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:10:12	まずですね。
0:10:15	申請書本文に病これは部、今もじゃさんも承知していると伝えて発令されてましたけど、まず本文で認可を受けようとする。 [REDACTED]
0:10:32	認可を受けようとする材料とか寸法ですね。

0:10:38	これは
0:10:40	いわゆる主要寸法とかでいけこちら耐震強度とか、構造強度に影響を及ぼすは建物の主要となる部材の主要寸法、まずどこに記載しているのかというのをちょっと説明をして、
0:10:59	ください。
0:11:00	いくつか質問を続けてきますので一つずつ回答お願いします。
0:11:13	あまり少しお待ちください。
0:13:01	すみません熊取ですけどあのお願いします 1 個目の質問から、
0:13:07	もう 1 回、最初のはい。もう一度
0:13:16	1 からというか、
0:13:19	あれですね、低苦痛で
0:13:23	御説明しますので、ここからは設工認の申請書として記載すべき事項ですね、それから添付説明書で記載する事項皆さんが
0:13:38	どういうふうに整理をして記載しているのかっていうのを確認するために幾つか質問していきますので、代表箇所として [REDACTED]
0:13:53	[REDACTED] の位置構造を共同で使った医療と、
0:14:00	をどういうふうに皆さんは整理して記載しているのかっていうのをちょっと確認をさせていただきます。その中には我々確認したんだけど不明な点とか幾つか出て参りますので、
0:14:16	ここ。
0:14:17	で代表サンプルとして確認します。まずですね、これ設工認申請書ですので、申請認可を受けようとする。この建物の通りの [REDACTED]。
0:14:34	代表であるとか数主要寸法ですね、これはどこを見れば、記載されているでしょうか。
0:14:44	ここ、
0:14:45	原燃工ワラタニでございます。ただいまのご質問ですねちょっと整理の仕方といたしますか、御説明させていただきます。従前ですねこの立てもVEの安全機能の一覧表作るまではですね、どちらかと主要表から埋めていってということが多かったんですけども、
0:15:03	もうやはり抜け落ちですとか見落としてというのが発生しますんで今現状はですね、まずやはり採算屋の部位ごとの安全機能をきちっと整備することで火災影響竜巻いろいろな事象に対しては許可で約束したことを、どこを境界線として

0:15:21	どこで境界線守りきるかというところを整理してございます。そん中でですね一応安全機能の表の中にですね、その評価に用いている厚みも厚みとかスペックですね何鉄筋コンクリートかとかそういうことを書いてございます。
0:15:37	これをきちっと整理すると、その整理し終わったところですね安全機能の表としましては、新設 451 ページの外壁 - 2 というやつが該当すると思います。
0:15:54	はい。
0:15:55	はい、どうぞ。はい、オッケー。
0:16:00	はい、よろしいでしょうか。はい。それでその中でですね、こちら参考にですけども委員会は当然第 1 加工棟で起こりませんということで引き換えば引いてございます。耐震の一時山側深夜のシングルの丸ですのでへの評価の対象になってございませぬということで、
0:16:20	まずですね共同評価の対象になるのは、F1 の竜巻のときということでこれは一応 ■■■■■ をよくする方法があるということで評価して缶詰 F1 のですね貫通防止厚さですとか、っという富士の風荷重の評価ですとかそういうところに反映
0:16:40	稼ぐということですね、F3 の竜巻ではもう第 1 加工棟屋根とかは持ちませんので、昨日は考慮しませぬということで、やっぱ
0:16:50	雪構造に関しましては、屋根面で受けとめるということで、ここに雪の荷重は、直接的に採用してこないの丸く評価評価はしません。
0:17:03	外部火災に対しては、移住丸になってございまして、これは Lava の離隔距離とかそういうところで確認する。
0:17:11	ということになってます。こう航空機火災場合指定後不法侵入ですね、こちらも許可で記載しておりますのは、鉄筋コンクリート製洞爺へ徹底など、簡単には入れないと。
0:17:28	いう構造にしますというところで二重丸ということですね。
0:17:33	あと管理区域の境界ということで二重丸でこれは不法侵入閉じ込めに関しましては、寸法的な規定上、内ですので、外部火災に関しましても距離ということで厚みが書いてないという状態でございます。
0:17:50	内部火災に関しましてはこれ防火区画ということで、建築上のところの 1 時間耐火を満たすのには ■■■■■ が要りますよと。
0:17:59	で溢水は第 1 加工棟起こり得ませんのでパートで遮へいモデルの中でも ■■■■■ ■■■■■ で見込んで遮へい計算してございますので、■■■■■ でまずこれをきちっと整理するようにしてございます。

0:18:12	続きまして、それらを今度使用表のほうに上げていってですね、評価と仕様表で当然二重丸のところの安全機能を持っていますので、きちっと書いていくというふうに申請書のつくり方は進めているところでございます。
0:18:29	以上です。はい。原子力規制庁ナガイ率を皆さんの作成プロセスは
0:18:37	今、御説明のあった通り、
0:18:39	だと思えますけれども、
0:18:44	ここであえて設定したのは、
0:18:46	そういう設計にしたときに、
0:18:49	皆さんが規則に基づく設工認の認可を受けために、
0:18:57	何を記載しなきゃいけないのかっていうところを、
0:19:01	この場で
0:19:03	生かしていただくために質問してるんですけども、
0:19:07	その結果ですね。
0:19:10	■■■■■■■■■■ はどういう1は ■■■■■■■■■■ ですけども、構造と共同しているっていうのを申請書の本文のどこに記載しているんですかって言う質問どうぞ。
0:19:27	で、規則読んでいただければわかるんですけど、まだ認可を受けようとするという事故をいただいた上で、その適合説明を添付の説明書でしていただく必要がありますので、
0:19:44	実際につくるプロセスとしては計算書であるとかなければ大丈夫とか数行出てきませんから、今御説明があったプロセスになると思いますが、設工認申請書は、添付の説明書の中に幾ら細かく書いてあっても何か図面が
0:20:01	建物の線だけしかないとか、それでは全然認可を受けたことになりませんので、どこに記載しているかっていう質問なんですけど。
0:20:11	知ってそれは申請蒸発本文の中で説明をお願いします。
0:20:20	原子炉容器工業ワラタニでございます。それでちょっと先ほどまでの御説明させていただいたところから本文のほうで説明をさせていただきたいと思えます。まず第1加工棟ですね費用評議会が比率19ページから始まっても、
0:20:38	御説明の技術基準ですね、基づくところはですね、動的なその安全機能を有する施設の地盤から開放推進会をちゃんとできるようにそこ、あと地震による損傷の防止、これは先ほどの課題は、
0:20:57	次評価の対象になってございませんので、
0:21:03	また、津波ですね、にも
0:21:07	立地で排除してございますので、

0:21:11	逆に外部からの衝撃による損傷の防止で竜巻が発生したカラー終わっております。
0:21:18	いうその後にですね、
0:21:23	先ほどの区分けが出てきますけれどもそれはですね、
0:21:34	FF逸脱データ箱書きも協会というところにかかったと訴え雨ですので、
0:21:42	というようなことができる鉄筋コンクリート壁による閉止続くことで、自分を実現してございます。
0:22:09	委員長。
0:22:11	はい。
0:22:14	はい。
0:22:16	清掃費用に関しましては、申請者 30 ページにご報告一般法水分をご報告ファイルの改造ということで、NG疑似カーボンについてここに
0:22:34	そうですね。次の段階でグループをここで地震時のものとする。これ強力なものを付けたと思っておりますので、それに対しては幾らかということで作って
0:22:52	大丈夫ですね、今回、
0:22:54	図のほうは変動においてですけどいつも来て、
0:23:01	122 ページ。
0:23:09	122 ページの図も編を一応十分です。
0:23:15	ここにですね、先ほどの材料を用いまして下階構造みたいにしてこういう配置に差し引きなんか融資いたしましては型枠を設けて今期等につき
0:23:28	いうことで測温組み込み発議を ■■■■ について追記する。
0:23:40	こちらの法人法事フローいたしましては、あ、すみません、規制庁長いずつせっかく御説明いただいているんですけども、ずっと段階的に確認していただきたかったんですけども、
0:23:56	最終利益にいろんな工事をした結果、この ■■■■ というのはどういう材料で ■■■■ の厚さになるかそこだけ。
0:24:10	説明してください。その中には当然この扉の閉止もあるんですが、扉じゃなくて、壁のね、COCOCコードからコピーするというようなものもあるんですけど、最終的に改造だけでなく、 ■■■■ 。
0:24:27	これはどういう風で認可を受けようとしてる。
0:24:36	層厚構造大成功緊対所数はどこを見れば書いてある。
0:24:50	それを
0:25:06	あくまでもエクスポージャーお待ちください。

0:25:17	原燃工ワラタニございますそういう意味ですね要するにもうこれで許可をいただけたと思いますという完成形の情報を一つに取りまとめたような図ということでは分の改造するところは個別に水を起こしてるんですけども、
0:25:35	最終完了形としてはこれでご報告をいただきたいと思っておりますという図は、本文のところにはちょっと今書けてないというところでございます。
0:25:45	我々は我々というか、設工認では、まず認可を受けようとする設計で取材してそれは11いろいろな各部位ありますけれども、位置構造と、
0:26:01	恭三協働っていうことは材質材料と寸法でほぼ決まってくるんですけど、その共同っていうのはいろいろな荷重があるわけですが、
0:26:14	かつ、最新荷重に対して、
0:26:18	耐震壁があれば当然それもあるし、竜巻先ほどみたいに竜巻に対する防護対象なればそれは竜巻にも耐えなきゃいけないんで、それから遮へいだったら遮へいに対して有効な寸法がなきゃいけない。
0:26:35	それら全部の荷重に対して、最終的な壁なさってでも、その都度、放射線出るときだけ ■■■■■ になって再診時が ■■■■■ となりましてはいかないので最後それが全部満足した結果、
0:26:51	一体どういう材料で何名時の
0:26:57	寸法の壁なり柱があったんですけど、床も手順もそうですけれども、どういう形になるのかっていうところとか、まず我々も見ててあっち行ったりこっち見たりしてどうなってんだらうっていうのを、
0:27:13	見てるんですけどそこ書いて欲しいということで、鉄筋コンクリート造で壁も東西南北全部一律でなら多分処分までは平面図、平面図とか正面図と平面図と立面図に、
0:27:28	縦横高さ、それから壁ナフサ全部書けば多分終わっちゃうんですよね。で、あとは間仕切り火災の合格の壁だけあれば、それは配置図か何かの壁に欠けが
0:27:44	終わってしまうんですが、第1加工棟っていうのはいろいろな東西南北場所によって壁の材料厚さ、それから、求められる安全機能もそれぞれ違うわけで、それらの各部位求められる安全機能を
0:28:02	すべて満足した結果、公称厚さが何ミリ以下っていうところをきちんと書いていただきたいんで、実はそれがですね、書かれているのが、
0:28:16	申請書の
0:28:19	さっき説明あったけど40ページに、
0:28:23	私が言うのも変なんですけど。
0:28:26	- 40ページに、
0:28:28	書いてあります。

0:28:31	壁の何かこれは外部放射線としての壁の厚さなので、
0:28:39	そこで見るときはいいんですけど、竜巻で見ると親父って実際の壁が佐賀は整理されたものがないんですよ。なので、何を認可を受けようとしているのかがまずわからない。そこをきちんと書いてくださいって。
0:28:56	最初に御説明があった添付説明書の450ページからの安全機能一覧には、この納品きちんと止まるっていうか、具体的にはどる宿451ページの
0:29:12	各国の安全機能の左側半分に場所等、それから、材料代室と、それから主要寸法わかりたいかって、ただ、本資料寸法もいろんなに右側の安全機能一覧で求められる。
0:29:27	スポーツの一番小さいところ異常って書いてあるんですが、ここが最終的に一体並みの
0:29:38	コンクリートであるとか、
0:29:41	結構かもしれませんけれども、どういう材料の波になったかっていうのをきちんと本文にわかるようにしていただいて、
0:29:52	記載をするようにしていただくと図面の平面図なり見ると、通りであるとか、番地ペーパーな代表部位が多いと。それから類の案内番号とセットでわかりますので。
0:30:08	まずはそこ法則っていうのを明確にしてくださいっていうことがまず第1点目ですので、その上で、それぞれの荷重に対して期待される遮へいだったら何ミリ以上を期待するっていうのを、
0:30:24	評価で使った設計確認値丸々以上っていうところを明確にいただいて大しと火災だったら何ミリ以上、これ設計確認値で十分余裕があれば、それはあっても構いませんので、
0:30:42	この添付の説明書で全部の求められる451ページの二重丸書いてあって社保止められるもの強度は求められるものについては、それぞれのアクサに対して、
0:30:57	実際の厚さが主要数行は何ミリ以下っていうのをまた明確にしてくださいということです。この左側申請書のほう、本文記載っていうか、この貯蔵類の案内番号図の
0:31:14	後ろであるとか平面図の座標ですよ。通り番号かわかる資料にくっつけてもらえば、それぞれの部位の主要な材料とかがわかりますので、そういう申請書にしていれば。
0:31:30	その上でこの安全機能一覧が右側で星取表で二重丸がその壁にも求められるのでっていうのはわかるしていただくと非常にこれ家ガイドっていうか、

0:31:45	わかりやすいなってますので、記載をそういう構成にさせていただくとわかりやすいってことですので、必ずしもそうしろということではありませんので、平面図なりそういうところに寸法を入れていただいても結構ですけども、
0:32:03	もう場所によってとにかく寸法が沢山あるので、書ききれない場合はこういう表を活用していただく。
0:32:11	いうことで、
0:32:13	まずは、
0:32:15	それがないと認可対象の壁が何なのかっていうのが本文中に記載がどこにも書いてないので、書くようにしてくださいということをもう1点目、11 構造共同
0:32:28	関わる、
0:32:31	材料スポーツですね。
0:32:33	それは明確にしてくださいってというのは、もう一つ目です。まずよろしいですか。
0:32:42	電力ワラタニでございます。承知いたしました。
0:32:47	それで、ちょっと繰り返しになりますけど。
0:32:51	あるわけじゃないかという風風とか地震よくから放射線にも増加しない。いや、差は何ミリ以上という設計確認値評価で用いたなり、評価の結果出てきた設計確認値ってというのは、
0:33:08	何ミリ以上というところで記載を、
0:33:11	以上で、この際に、その際にですね、どこまで書けばいいのかっていうところなんですが、基本的には主要寸法と言ってますけれども、まず建物とか設備建屋の高さ、
0:33:27	これは当然価格として後はその外壁の主要な運用の厚さ、当然抱えていただくけど耐震改造改修改造でブレースを入れるとあるとか、あそこだ、そこを言う場合の伏在なんかですね。
0:33:46	添付経産省がついている場合は、そういうとこに書いていただいても結構かと思えます。
0:33:52	で、記載の書き方については継続については
0:33:57	平成 28 年 2 月 17 日の審査の進め方で引用している発電用原子炉施設ですね、審査の進め方を昨今にさせていただくと、工事計画の設備倍増というのは出てこれまでもお伝えしてますけど。
0:34:14	そういうものを参考にしながら、
0:34:17	記載していただければと思う。

0:34:21	で、主要な部分の材料については先ほど扉の扉の閉止呼び出さ壁の閉止の完了のところは当然工事があるので、結構詳細に書いていただいているんですけども。
0:34:38	主要な部材としては、施設の部分についても
0:34:44	核に
0:34:46	してください。
0:34:47	はい。
0:34:49	もうそれが多分すべてじゃないかと思うんですけど、そこで認可を受ければあとはそれが放射線も遮耐震にも入って、竜巻にも耐えるような建物別っていう説明が
0:35:05	そしてあとばいいっていうか、認可、
0:35:09	を受けてたのはこういう材料でこういうふうな構造でありますことがわかりますので、
0:35:18	そういう構成にしていればと思います。
0:35:23	よろしいですか。
0:35:26	本市値動きワラタニでございます趣旨理解いたしました秋田ですね記述の部材がどうなのかというのはですね申請書の 91 ページ 92 ページにかけまして、壁ですとか記号に応じてですね全部ござい駄目リストを起こしてございましてですね。
0:35:46	全く記載がないわけじゃないかというふうに考えているんですけども、
0:35:51	はい。これから、その点も含めて、さらに確認を進めます。今、基本的な考え方をお伝えしましたので、そこも含めて今の
0:36:09	確認を進めたいと思います。
0:36:11	でよろしいですか。
0:36:13	そしたらですね。はい、次に当評価
0:36:19	はい。
0:36:21	図面を見ていただきたいんですけど、
0:36:27	ちょっと幾つかの詰めを並行して呼び出しますけど、71 ページに、
0:36:34	時ていただきたいけど、ここでは、こう理解腰痛が記載されています。
0:36:44	について、今のへ閉止部のRC壁の設置っていうところも記載があるんですけども、この間には、それだけじゃなくて、
0:37:02	議長遮へいの壁の厚さが違う部分であるとかいろんな壁が含まれていますので、ここには工事が無いんですけど一般建物との間には、工事としては、エキスパンションジョイントが

0:37:18	新たに入れるためにスリットの工事があったりするんですけど、ここにはちょっと書いていないんですけども、そういう工事も記載があるので、ずっとどこに書いてあるんだろうっていうことで我々確認を進めているところです。
0:37:36	そうすると75ページを見ると、
0:37:40	75ページに、大変いい地方の1のエキスパンションジョイント詳細書いて書いてあって、実はここに [REDACTED] の詳細があるので、例えばこういうものをお薬っていうか平面図から、
0:37:58	きちんとリンクさせて呼び出していただいて、この中に今、これの 層があるのかなと思いきややっぱりないんですね、なくて、 [REDACTED] でこの壁の構造がまだわかりません。
0:38:16	特に [REDACTED] までは、
0:38:21	第1加工棟側の壁が1枚と出ますで [REDACTED] はそこに一般
0:38:31	隣接建物になる。
0:38:33	であろう壁が何かあるんですけども、それがどういうふうに支持されているのかわかりません。
0:38:41	で、さらにその壁の向こう側の一般建物側に多分設置工のSierSRCじゃなくて、
0:38:54	結構ツーツーが入ったコンクリートの柱と思われる柱があるんですけど、そこに何か姿勢というスパンとジョイント新設するために何かスリットいえるような工事、
0:39:09	もう行われるようなんですけども、
0:39:13	それがどういう形で一般の人詳細はあるんですけども、この一般建物と縁を切ったときに一体一般建物側の壁はどうやって支持されているんだろうかっていうのがまずわかりませんということですね。
0:39:31	まずもう一番の着眼点はそこです。
0:39:37	県もさらに [REDACTED] は、もう一つの建物の壁になってますので、ここは今言った閉止する工事もやった上で完成形が書いてあると理解しますけれども、
0:39:53	熱さがここには書いてないで出てここに書けと言わないんですけど、どういうふうになってるのかなっていうのを追っていきまして覆っていた結果ですね。
0:40:09	もう一つ、
0:40:12	それが出てきて、
0:40:16	で、分かんないときにはですね、いつをやっぱり、先ほど説明があった通り、各店舗の説明書の451ページを
0:40:29	見てますで見るとですね。

0:40:32	ここは■■■■■というところですね 451 ページの通りのここ■■■■■ ■■■■■と書いてますって、
0:40:49	それから、■■■■■で、これは■■■■■と書いてますんで、これ を踏まえると、
0:41:01	このづけ 2 - 1 - 5 - 1 は、
0:41:07	ちょうど第 1 加工棟側が今言った数行■■■■■で一般建物側から、
0:41:16	■■■■■というふうにも見えるんですが、
0:41:21	一方で、
0:41:24	さっき言った合併、
0:41:27	遮へいに有効なアフターとして討議をしている。
0:41:32	表があるんですけど、これが 40 ページの
0:41:37	ずっと別表閉運用の 1 - 10 ですね。
0:41:42	ここの大勢ローリーについては■■■■■からコアと■■■■■で■■■■■は■■ ということに関して■■■なってるのか、それぞれだのかもしれない
0:41:59	機能して何か要は寸法がわからないっていう状況にありますので、資料を見る といろんな実数こうあって、結局最後認可を受けようとする壁って何でやるの かということを確認にしてくださいということです。
0:42:17	とりあえずそこまでよろしいですか。
0:42:19	実際に今これをどういうふうに認可を受けようとしているのかちょっと説明を願 いします。
0:42:27	原燃工ワラタニでございます。どう今御指摘あった。
0:42:32	ですけれども、まずですね 75 ページの図ですけれども、
0:42:39	こちら引き続き - 2 - 1 - 5 - 1 ですね。
0:42:43	こちらもともと■■■■■までずっと日あります。まず壁ですね今回■■■■■ ボード課題だったので、鉄筋コンクリート製変更するところなんですけども、こ れがもともとこの四級熟したときの外壁の部分になってございます。
0:43:02	そのあとですね北側の動きの部分今回加工施設から除外させていただく部分 ですね、それを設置するときにはですね空室側に線量が高くなるということ ですね、どうも
0:43:17	遮へいを見込んで集中したというのが■■■■■ですね、これで済んだの 4 期のときに■■■■■のあれを殺菌アンカーをして周知してござ います。別にこの厚みが■■■■■。
0:43:34	■■■■■という整理が、先ほどナガイさん御指摘いただいたです ね、451 ページの第二期のほうにですね、図面上は■■■■■を分 けてございますけれども、一つの中です。

0:43:52	今から 19 ページの下側の図の ■■■■ 日に変更になってございまして、これは間違いで ■■■■ が外壁などの ■■■■ 回なのつめの幅が正しくてこちらの表の中で動きがございまして。
0:44:12	ここです、この構造過ぎと先ほどの 75 ページのページ戻っていただきまして、構造するようなものを設けるといこととあります。ここエキスパンションジョイント入れるんですけども、そもそもですね、■ から少し左側へ動き側に鉄骨のH型コミュニティ
0:44:32	ございましてけれども、それをまっすぐ図面の上にならなくて、H型ゴマ横向いたり建物いただきながら ■■■■。
0:44:39	たかかって言うたございましてけれども休んでそれとですね同じように、1 ■■■■ ■■■■ も設立が否定題目は出て ■■■■。
0:44:50	やってるっていうのがご覧になれると思いますけれども、この ■■■■ の柱でですねこの建物自立してございまして、自立している上で減益側にイトウ。
0:45:06	地震時にですね、干渉しないようにエキスパンションジョイント原金を別途御説明させていただいておりますけれども、比率を設けるといこととです。■■■■ でですね縦にまっすぐ走ってるわけございましてけれども、
0:45:22	これも誤記側のおかげで、
0:45:26	ISOとですね、自分で疑問を持って壁施工自立してございまして。
0:45:32	ちょっと構造的なエキスパンションジョイントを授業料もいいノリ抜きはですね、Cと書いてございましてけれども、今回入れたり、その辺、若干ですね、もう少し詳しく側面から見た絵がですね、77 ページ。
0:45:52	75 ページにですね、右側の図面なんですけれども、
0:45:57	このイノウエの断面図と書いてございまして。
0:46:00	これがですね、今のかけかちょっと見にくいかもしれないですけども、中二階ですねぐらいから上が ■■■■ の紙が左まして、12 から下が ■■■■ の方がいいなっています。
0:46:18	正しいこれは ■■■■ にこれまでは 4 基同時放出側なんですけれども、それから右側に見える突出部分は管理構造的には家が 5 機側の構造ということになって、
0:46:33	そういう意味でですね。
0:46:36	その辺をですねできる限り
0:46:40	健康見れるといいますと先ほどありましたようにですね最終的にどんな次で爆発は当然研究計画流出してるのかと。
0:46:50	もうわかるようにですね、図面のほうは整えたいと思います。以上でございまして。はい。原子力規制庁の永井です。ですから、まずは歳末満最後によっておっしゃられた当時、最後の完成系の

0:47:06	材料構造寸法がわかるように、
0:47:10	構造材料数がわかるようにしてくださいってことですね、本当に単純な構造であれば、名平面図、ここで言えば、何て言って、
0:47:25	縦横高さ締結。
0:47:28	その上ですか、74 ページぐらいかとか終わっちゃうのかもしれないけれども、そのうちの詳細な部分と(18)増額保証サイズでもう飛ばしてもいいんですけど、これはケースバイケースになると思いますけど、どこに
0:47:44	何を書くのかというところをよく整理した上で書かないとコメントを受けたからそこに書きましたとあっちこちにあって、もうどうやってみているのか何を認可を受けたのかもわからない状態になりますから、今はほんの1例ですけれども、
0:48:02	よく整理して、どこにどういう公開性詳細図はどこに書くかというのをよく考えて整理して会議をくださいということですね、必ずあるのが正面図、立面図、側面図ってあると思いますので、そこに波動の数行書いて、
0:48:20	詳細図には何を書くかっていうのを整理してください。
0:48:24	あと今の説明の中で、容器であるとか、誤記って言ってましたけど、我々は申請書の中で多分読めません。
0:48:35	で、それから事業者の中だって、若い人が入ってきて、実際に現場に行って検査をしたり、寸法測ったりする人はそんなのをわかるのかわかんないの中の教育の問題もあるかもしれないけれども、
0:48:52	わからないでこの図の中でわかるようにしてくださいって、一般建物になったもので縁が切れるものは別に認可を受ける最小ではありませんから、自立して当然なんですけれども、
0:49:07	要は認可を受けようとする。
0:49:10	壁ですね、柱梁壁がどうなってるかっていうのを明確にしてください。特に今大説明の中で大事な情報があったのは、
0:49:23	大分わかったんですけど、5 期のときに柱を立ててまし壁をして遮へいの壁をつけているということでしたけれども、そのときには、要は今度下流どうやって支えているのかと。
0:49:39	いうので何かさ資金をしているということでしたけれども、そうすると、第1加工棟側の壁のほうに荷重が入ってますんでこれ3 類の建物ですから、耐震計算書はありませんけれども、モデルであるとかそういうところに今度
0:49:57	荷重をどういうふうに付加して計算しているのかっていうのが、もうこれは社内の品質管理の問題ですから、ちゃんと今、説明をしたような形で、耐震計算が行われていると。

0:50:13	いうことをよく確認する必要があると思いますので、別に添付してくださいとは言いませんけれども、本当に大丈夫なのかっていうのは、まず見てくださいで2点教えてくださいね。その上で、
0:50:29	寸法なり構造を変えてくださいってそれは強度耐震強度に影響する必要があるれば、今のさした資金だって本当に壁にそこにこうへばりついているんなら書かなきゃいけないし、
0:50:44	もともとあった柱で支持していた荷重を壁側に全部持たせさせるのであれば、今までの差し引きで本当に持つんだろうかっていうことも検討も必要になってくると思います。
0:51:00	それと、ここの部分は今説明まだこの後確認しようと思いますけど、荷重が多分多くなるから、2ヶ所ですね、建物の中から杭を打って
0:51:14	通勤とか、
0:51:15	基礎も補強する工事が行われますので、そういう全体の中でどういうふうにここが構造なってるかっていうのはサンズイですから深追い我々知りませんけれども、社内のほうできちんと
0:51:32	書いた上で再集計がわかるように、
0:51:35	してくださいということで、
0:51:37	値段よりも、4機とか補機もしそういう説明をするのであれば、それはわかるように書いていただかなきゃいけないし、そうでないなら別に4基で起きたっていうのは結構ですけども、どういう。
0:51:52	わかるようにしてください。
0:51:55	本件猫ワラタニございますただいまの御指摘承知いたしましたのお察しの通りですね、壁をきちと4表記が火報加工施設側で負担するために今回あのお答えP34鉄ですね、ピンゴ杭を集中的そう増設すると。
0:52:13	いうこともやってますんで、固相変荷重の整理はきちとやっておりますので、
0:52:21	そういうところで図面の表現ですね、やっぱり今回の工事を経てですね竣工図がこうなりますと、いうふうなイメージのものはやっぱりしっかりつくろうと思えますんで、ちょっと補正に反映させていただきたいと思います。はい。
0:52:37	それは今のところはそういうことですので、そうなると、第2加工棟の1ばかり会議一般建物との市況回避という外気に相当する部分あるんですけども、
0:52:53	自己水を見ていただきたいんですけど、ここの部分の陸水が容量がどうなっ84ページに図変位の1-12第1加工棟の市で通り、
0:53:09	さあ見ますけれども、

0:53:11	この図の一番右側のほうの [REDACTED] と耐震補強や、ごめんなさい、閉止する部分の充実に中ハッチングはあるんですけども、それ以外のところには、
0:53:26	いわゆる
0:53:31	番号が書いてないんですけど、これはどうしてどういうところに、例えば
0:53:37	そういうところに各ルールになっているのかということですね、例えば 82 ページの指導に軸組中で、NWが書いてあって、壁がある状況が見えるんですけど。
0:53:51	84 ページはなぜここは見えないんでしょうか。
0:54:01	売り値壊れたりでございます。これですね通りということで、実際ですね、
0:54:09	[REDACTED] 間ですね北側の外壁の位置がほかの [REDACTED] よりもずれ込んで少し南側にあるということで、この軸踏み済みですと [REDACTED] は、
0:54:25	8 が本当に柱と梁しかないという空間で実質今ただいまご指摘ありまして [REDACTED] [REDACTED] には、[REDACTED] の中二階までの高さですかねそこには [REDACTED] 重害てまして。
0:54:42	残りが最終的には [REDACTED] ということになりますんで、これまあ閉止部を書いてしまってますんで、記号も書きにくいですけども、その他をとところですね、既設の壁の厚みが書けてないというところで、これもちょっと修正させていただきたいと思います。
0:54:58	以上ですはい規制庁永井です。もう一度確認しますけど、そうすると今修理で既設の考えは、現状ちょっとずれているから、ここに出ていないっていう説明だったというふうに書いてあるんですけど。
0:55:14	そうすると何か'と言えいいのか、ちょっとずれたところに壁があるということですか。
0:55:24	下に壊れたようにございます。家のこのD通り軸部水 - 17 から 21 日は確かに鉄筋コンクリート壁てますので、壁の至ら名称大口忘れてるということにしそうなんです。はい。規制庁のIですから、
0:55:40	この場所だけでも皆さんがどうやって認可を受けようとするのかっていうのを、今みたいに我々は一生懸命覆っているんですが、それだけで何時間もかかる実用で皆さんの方で、社内でそれをきちっと
0:55:56	まず作る人がつくるでチェックをして、すべての壁についてそういう記載漏れがないのか書くべきところに記載があることを確認して間違いありませんっていう状態で補正してくださいということですね。
0:56:12	よろしいですか。
0:56:16	エネットワラタニです承知いたしました。

0:56:19	ここはほんの1例ですから、他も同じですね、大体画像状況はわかりました。その記載する際にやっぱりひと工夫要るなどか、これは私の感想を言っているのかこの場であれですけど。
0:56:36	やっぱり工事が誤記等容器と誤記と分かれているのであれば、やっぱりその部分は最終的に一体になっているのかもしれませんが、足し算なりを日だったですか。
0:56:51	4期は並びに以降チャンネルについてあわせてであるというようなのもこの詳細、先ほどあり図面とかでわかるようにしていただければ。
0:57:03	その上で、その認可を受けようとする構造。
0:57:08	それから、材料寸法でちゃんと耐震計算が行われているので、それに相当する荷重なり海進この壁は安心表土をもし期待しているのであれば、さっきのある安全機能一覧ところには二重丸が入るであろうし、
0:57:26	期待していないのであれば、その荷重をどこの柱なり梁で支えるようにしているのかっていうのは、きちっと社内ですねこれプログラムの中でどういうふうに出てるのかわかりませんが、確認した上で、時価補正のときに資料は要りませんが、説明をしてください。
0:57:56	阿波銀行ワラタニです承知いたしました。さっき説明の中で何か91ページから各部位の構造がわかるようになってると言うてましたけど、今の電動日ところのサンプルでいくと、これはどういうふうに見ればよろしいか。
0:58:13	91計12とか、図2-1-19とか既設部材リストってありますけど。
0:58:26	電力ワラタニでございます壁ですね壁がどういう廃棄になっているのかっていうのはですね、92ページのちょうど真ん中の右側の小さな表ですけども、 ■■■■■■■■■■ というのがございます。ただ今ですね、ご指摘下げ型の ■■■■■■ の
0:58:46	に ■■■■■■ によって周知したというパターンはですねちょっとここには記載しきれれておりませんので、それも追記させていただきたいと思います。ないですよ。それと柱もそうだし。
0:59:03	これは鉄鋼通でしたかね、コンクリート柱かなちょっとわかんないんですけど、特にこの例はちゃんとした補正剛性まじ海面だ補正後にですね、ちゃんと説明を
0:59:17	ください店舗かもあそこだけじゃなくて、すべての部材、
0:59:23	づらっていうのは主要部材で結構ず不在みたいなのかしても、耐震部材主要な部材については、漏れがなく反映されているということを期待するようにしてください。
0:59:45	そうですね。

0:59:50	主に耐震強度とか、ああ、遮へいの観点では、そういうことになりますけど、もう一度繰り返しますけど、最終的に竣工図というか、完成するしたらどうなるのかっていうのをまず本部に
1:00:08	位置構造強度を代表するがわかるようね書いてくださいってことですな。
1:00:16	もうそこに尽きると思いますので、あと添付の説明書のほうはどう書くかって言うと、やっぱりトータル的入口になるので重要な役割を果たすのか、450。
1:00:31	1 ページの
1:00:33	安全機能の一覧の
1:00:36	図がありますであるんですけど、これを見ていたときに、
1:00:40	実は皆さんの情報が多過ぎたって何を言ってるのかというのがよくわからないケースでいうふうには構わないんですが、基本的に
1:00:55	お願いしたいというか、さっきって最終的に一家を受けようとするあった今これ補助や主要数行丸々PEな何百以上とかって書いてありますけど、ここはいわゆる最後の
1:01:11	予備寸法っていうか外科医溶解するっていうかね、建物の主要する壁の主要数を書いていただいて、その寸法が出ている図面を図番号通常ですと平面図見れば壁段差って、
1:01:29	わかると思うんですけど、立面図によっても、
1:01:33	そこで断面が切れるところがわからないけど、そうでなければそういうわかりづつ番号をまず入れていただくと、ここ税務書いてあるんですけど、安全機能の図の下のほうも書いてあるので。
1:01:49	どこを見ればいいのかっていうのが非常にわかりませんで、わかんないというのは求められるアクセがそれぞれ、例えば遮へいだかはちょっと違うので、実際になっていいかっていうのは半年でこれですね。
1:02:05	この図のいいところは、例えば遮へいのところをずーっとした上見ていくと、
1:02:11	横横串で見ると、
1:02:14	まず、aそれぞれの安全機能が書いてあるけど、例えばとして見ていくと、最後のページの
1:02:21	460 ページに、
1:02:24	づけ 1 - 53 って書いてあるね、これがある低機能の遮へいをについて、
1:02:34	左下の図
1:02:37	続けて、何ページでした。
1:02:42	はい。
1:02:45	なく安定発展させ、
1:02:49	続けて、

1:02:52	次の 1 - 13 あった、126 ページ。
1:02:58	例えば、営業日整理すると、いわゆる安全機能としてさせたりしていたときには、ここに書いてあるというのがわかる説明定率の説明書ですので、そういうふう に書いていただけると。
1:03:14	こういうことなんだなっていうのが一目でわかります。ただこれは安全機能を期待する厚さとして設計確認値というばいいですかね。
1:03:27	期待する暑さですから実際の厚さとは違うので、この図で厚さ見てくださって いうことはできません。例えば 126 ページの図を見ても、防護用駅の
1:03:44	アクサなんかは実際の二つは違いますので、遮へいのときは、おんなじだった ら、結構ここは同じなんですかね。
1:03:53	ちょっとをしてしまいましたけど、これ一番について行ったら変えたいと思いま すけど。
1:04:00	もうそういう意味で、いろんなところ、これだけで厚さはわからないというこ とで、それ以外でも、その内部火災に対して期待する厚さは岩盤やね、それぞ れの安全機能によって、
1:04:17	機能数がある場合には、その図面を定義してさしてって呼び出してもらえれ ば、そこを見ればわかる状況でありますので、必ずしもそうしろということであり ませんけれども、これは添付の説明書として受ける範囲においては、
1:04:36	そういう形で私は今確認するために活用していたんですが、どこを見ても書い てなくてやっぱり書いてないんだなよ寸法とか、最終の完成形が書いてなく て、これでどうやって認可を受けたいんだろうっていう、
1:04:54	疑問が今残っているという状況ですので、そういう
1:05:00	ただね、社内でそういう観点でよく整理をしてもう一度見直すってくださいで簿 価 451 ページに戻りますけれども、ですから、ここもね、
1:05:16	1 階の外壁 7 - 1 と 2 の所通り感をどう書くかってのはよく工夫していただい て、本当に開閉器などには通りの XXXXXXXXXX だと、これはこれで正しいのか もしれませんが。
1:05:33	だから、うちの公共の兼ね合いでどう書くか。
1:05:38	ここでして、
1:05:40	はい。
1:05:42	よろしいですか。
1:05:46	原燃工です。承知いたしましたはいわかるように書きたいと思います。
1:05:53	何か皆さんの方でありますか、今自体お伝えしたのは、我々が審査の中で、

1:06:03	要するに認可を受けるための位置、構造強度をどうやってみてるかっていうのを10点お伝えしたんですねその時は添付書類から見るんじゃなくて、まず正面図、立面図平面図で、
1:06:19	建屋の高さ、それから壁の厚さを見て、安全機能を有する壁についてはどういう罪状で例えば関西だったら3時間耐火という説明に対して本当にそういう風になってるのかっていう
1:06:34	に認可を受ける詰めて追っかけてますので、
1:06:39	また当然皆さんもそうにしてるんだと思うんですけども、その部分が抜け落ちてると、(ア)で事実確認をしていくことになりますからで言われたところだけ修正してたらいつまでたってもわからないので、全部見てください。
1:06:57	もうお伝えしたいとはとりあえず後の壁については以上です。
1:07:09	現在こうありたいんです有効わかりました承知いたしました。
1:07:16	そうするとですね今までなかなかよろしい。
1:07:21	はい。
1:07:21	配ったり、事業者の方向かあれば、
1:07:26	じゃあさんよろしいか。
1:07:32	ENIフジワラです。特にございませんで、そうするとですね、今認可を受けようとする設計、いわゆる最終、最終とか就航時点の設計が
1:07:52	明確になったら、その確度が許可を踏まえたものになってるかっていうところですね、許可で補足したいろんな位置であるとか、材料だけじゃないかもしれないけれども、それぞれの荷重に対して、
1:08:08	入る設計になっているということが、添付の説明書にそれぞれ書いてますので、せっかく最後の図面ではコンクリートで何ミリって書いてあるのに、経産省の方はそれより大きい値で計算してたらそれはもうその計算そのものは、
1:08:26	成り立ちませんので、きちんとそれぞれの計算書のインプットが材料なり寸法がそこなってるかっていうのも必ず確認してください。
1:08:39	我々が確認して指摘したら間違っていましたっていうのはやめてください。それやっているといつまでたっても終わりません。
1:08:47	ので。次の補正のときには必ずチェックしたという結果と同時に、説明をお願いします。
1:08:58	で、
1:08:59	もう一つ次の視点で最終的な設計が確定したら、現状からどういうふうに変えていくのかいわゆる工事ですね、工事があるものについては、工事の計画が
1:09:14	出てきますんで工事の計画については、まず、当然申請書に概要改正書いてあるんですけど、仕様表の

1:09:27	第1加工棟ですと19ページ。
1:09:30	2、
1:09:32	変更内容っていうのが書いてます。いろんなとこにいろんなことが書いてありますけれども、変更内容と、ここが
1:09:41	まず入口というか、
1:09:44	はい、今ので。この法人については、工事の概要もわかるように図面なり、どここの部分をどうするのかっていうのは図面等の中で、はい。今回この補正予算回目で赤字で改造の仕様は、
1:10:01	さっき言いました図面も結構会議いただいたので、とりあえずわかるような状況になってますけれども、そういう形でどういうふうに変わっていくのかっていうのを、
1:10:15	工事の変更内容で明確になってるかっていうのをもう一度よく確認をするように、
1:10:22	ください。
1:10:24	併せてですね。
1:10:30	今回、杭を打つんですけど。
1:10:33	杭ので。それとこの、これに工事を実施するにあたって、工事のフローがついてます。これ54ページから
1:10:50	うん。
1:10:53	54ページに皆さんの
1:10:59	この工事が全部まず建物オノ図があるフローがあって、ここに集約されるかたちで、ほかの使用料と溢水なんて から までの工事が記載されているので非常にわかりやすく、
1:11:15	あったと思いますけれども、なりましたので、それぞれの丸印の工事については、詳細個別フローがついていて、ここはよく見といていただきたいんですが、ちょっとどういう工事をするのかだけ確認をしたいが杭の工事が
1:11:35	それで今の部分で57ページの税位置の水平の1-4っていう中で の
1:11:44	杭基礎の追加っていうのがありますので、この中で、
1:11:54	今、
1:11:55	あの、記載の程度はほう素の程度としても得意の向上ということで、
1:12:05	杭とか悪意工事が上から二つ目の四角で杭設置工事というのがあるんですが、これじゃあですから、建物の中に何か重機を入れて杭が出るんですか。
1:12:19	ちょっとどんな補充する形で簡単にちょっと教えていただきます。
1:12:25	日人工ワラタニごさいますこちらですね、前回の第5廃棄物貯蔵棟取り上げさせていただいたんですけれどもそんな時採用しておりましていわゆる拝見式の

	ですね鋼管杭っていうので。こういう地域の大きなやつですね荷重をかけた り、
1:12:44	大きなドリルで穴掘ってというのではなくって、小さなこういう時期で回転させる ことによって杭が自分で進んでいってくれるという広報なので、いわゆる普通 の建物の補給なんかでも唯一採用されるような
1:13:02	小さなこういう時期で杭が打てるという工法なので、それを採用しようとしてお ります。その改革がですねあまりないもんですから、得意はマーケットにメー ターから3メートルのものを次に行きながら溶接して追記ながら交換をずっと深 いところまで入れていくと、そういうふうな行為になっておりました。
1:13:22	その杭の仕様っていうのはなぜなスパイラルと言ってきたとか書いてある。
1:13:33	原燃工ワラタニでございます主要表のほうに待機あったと思いますけれども、例 えば33ページですね。
1:13:43	補強タイプ311ですとか34にですね、スクリーファイルという形で書かせて いただいております。はい、明日結構そういう形で工事ができるのであれば、
1:13:59	別にこれどこの工事ということではないんですけども、さっきまずこの建物の 工事としては、上ですね。でも一つだけちょっと本当に素朴な
1:14:14	疑問があるんですけど、の
1:14:21	8番の図面、
1:14:25	フロー図ですね、61ページって。
1:14:33	はい。
1:14:37	4月8番、60ページの8番の
1:14:45	8-1の図面で、
1:14:50	ポスターとかですね
1:14:53	基礎壁面確保って書いてあるんですけど、これって何をしようっていう、
1:15:00	ちょっともう
1:15:02	素朴な疑問ですけど。
1:15:11	お待ちください。
1:15:40	原燃工ワラタニでございますですね、こちら工事の方は既存でですね壁がと高 さ■■■■■■ぐらいまでありましてその上に今回
1:15:55	評価石膏ボードですね、それで
1:15:59	現状10月からやねまで届くように給油ちゃんと区画の壁をつくるということで、 そういう既設の壁のですね。整形ですとか資機材をNDFといいますか本音材 を敷いてそこで石膏ボードを止めていくもんですからそれぞれの
1:16:15	ただ整理ですね、きちっとそういうふうにボードがとまるように整理するとい うところの工事になっております。

1:16:22	はい、原子力規制庁です。そういうことでわかりましたけれども、
1:16:28	今の壁を委員会にちょっと戻ってしまうんですけど。
1:16:33	この部分の壁って、要するに高さ方法で、
1:16:39	関西の対価
1:16:44	性能ってますかね、あの構造が違うのであれば、それはどういう形で、例えば、その安全機能としての発生 407 ページ、どういう形で、
1:16:56	記載している。
1:17:05	だから何ミリ以上の部分は、こういう罪状わかると。
1:17:15	地方債今ちょっと確認してございます。
1:17:51	はい。
1:17:52	すみませんお待たせいたしました現行ワラタニでございますけど、図のほうがですね投信成長の 116 ページ絵図編の 2 - 1 - 43 ということで、4 施設コンクリートブロック壁がもうちょっとこれ高さまで明確にする方をされておられませんけれども、
1:18:12	なお中二階の高さですね。すみません地域通りの少し右に W4 - 7 の床が見えてございます高さぐらいまであります。その上ですね、今回新しくが
1:18:28	大会のボードを入れて防火区画を形成するというものでございます。そちらのですね、安全機能の部位一覧ですけれども、
1:18:37	はい。
1:18:38	454 ページですね。
1:18:41	454 ページのうち壁の 5 という一番下のところでございます。
1:18:48	ここがですね火災区画境界ということで協会の安全機能としては、火災区画の境界の安全機能を持っておりますということでコンクリートブロック造の壁とその上に対価間仕切り壁をやるまでもきちっと設置すると。
1:19:04	一部ですね ■ のところにと廃棄物のドラム缶を運搬しなければならないんですけども、防火シャッターを設けますということで 3 段で内壁 5 を構成しているということで表現させていただいております。以上です。はい。原子力規制庁の永井です。よくわかりました。
1:19:22	で、田原方向でゆとりある場合は、耐火ちょっと高さ何ミリまで下端 D 以上とかって、もし
1:19:34	これはさ、こういう図面ですから、図面のほうに書いてあればわかるんですけども、ちょっと参考の情報を入れておいていただければ。
1:19:45	はい。
1:19:46	次の方ももし定常高さばどこまでかかっていますけれども、

1:19:54	主要な数行として押さえるべき口座あれば、まず図面のほうにも書いていただく
1:20:00	ことで、
1:20:04	下にワラタニです承知いたしました。
1:20:10	工事のフロー図に戻りますけれども、
1:20:14	時の不動作合併
1:20:18	54 ページから
1:20:20	で、ここで、
1:20:31	先ほど消火栓の話が出てきたんですけど。
1:20:35	小河川については、
1:20:40	この数字は、
1:20:42	屋外消火栓を
1:20:47	イトウ
1:20:48	この図には、
1:20:51	なくて、
1:20:55	今この、この図っていうのは 50。
1:20:59	4 ページの だと、左下に消火栓の工事が四角の枠じゃなくて警察 1 台入ってますので、今回申請対象で随時の
1:21:11	それから 4 記載ことで、
1:21:13	これを分けていくと。
1:21:26	7 ページですか。
1:21:28	工事のリーダー。
1:21:36	はい。
1:21:40	。
1:21:43	御かけ違いの講義のイノウエでございますが、225 ページ。
1:21:49	だからイノウエとあります。
1:21:52	消火栓はいいと今は、
1:21:55	どうぞ。
1:21:56	はい。
1:21:57	やっぱり汚染を
1:22:02	どうなってるかと。
1:22:05	228 ページがね、約 28 です。
1:22:10	今債最初に説明しましたようにここが評価 3 一部移設をかりせず、あそこでレッカーの賠償額の移設検査費用というのは、
1:22:24	の補正では訳してしまう。

1:22:27	ことで当たります。
1:22:31	下の屋外消火栓配管の解説の中に消火栓及び屋外消火栓配管の解説を期待することで考えております。
1:22:44	屋外評価。
1:22:47	仮移設スルーものが何かってというのは、わかるようになるんですか。
1:22:59	ナンバー幾つってというのが、
1:23:03	えーとですね。先見性の講義のイノウエでございます。
1:23:09	隣接するものは何かというのですね。
1:23:13	はい。
1:23:21	ですね。すみません。
1:23:24	時に 150 億。
1:23:29	ページ 256 で屋外で超過耐え切除外傷が選定を書いております。8 月 1 日に C O C O 以内はここでは始まる 1 - 2 としてますけれど、 - 2 が何番の評価だろうかというのは、さっき最初の
1:23:48	今回のコメント対応で引越し指摘がされたと。
1:23:54	これ 11 箱 1001 表 2 の中で、この
1:24:03	後は消火栓が何番ですというのがわかるようにしております。ですので、ちょっと今回のこの
1:24:09	前回の補正では 801 - 2 ですが、番号が変わってきております。以上でございます。
1:24:15	はい。原子力規制庁ナガイです。今意識して、そういう流れを確認したんですけども、そういうそのまず認可を受けようとする設備が対象が何て。
1:24:30	その名前がずっとこれを入れるかどうかですね最終的には負えばいいんですけども、皆さんの中もおんなじような考えでいたようなことが幾つもあると、一体何を申請しているんだらうかっていうところを、
1:24:47	明確にしてくださいということですよこれは消火器だけではなくて、何か。
1:24:54	言ったような
1:24:56	工事の名称でも A 社平均だったら、
1:25:00	いろんなのがあるんですけど、エリアによって工事の名前がおんなじだったりですね、識別が非常にしづらい状況あって何を申請本社が何を申請したいんだらうかっていうのを我々が審査してて、
1:25:17	本当によくわからないものがたくさんあります。ですからそういう目で見たときに、
1:25:24	ちゃんとトレン削減なんていうことでそれはこの申請書の中で、これ昨年ならなきゃいけないし、さらに言えばそれは許可との整合ちゃんととれるような形で

1:25:38	記載していただくということで、これがですね最終的に使用前検査も終わって竣工して、
1:25:45	出す際には本当は1時間にもしていくときにですね、またおんなじような名前だと同姓同名の設備があっちこっち出てきたら、一体どこなんだろうというのが御社の中でも本土台が変わって、
1:26:01	今御説明いただいた方は昔からの経緯を知っていて、容器講じた工事の何かわかりませんが、ちょっとそこを我々規制庁のは、そういうの知らずに、書類を見ると、どうなってるんだろうというのは、
1:26:16	わかんないようでもそこそこ素朴な疑問になるんですけどそこはわかるように、この書類の中でしていただくことが重要ですので。
1:26:27	ご理解いただけましたでしょうか。
1:26:33	先生の講義の内容でございます承知いたしました理解しております。それはぜひ社内皆さん書類を作る方審査をすとかさ鉄鋼して承認をする方すべての階層で
1:26:49	方に理解していただいて申請書を
1:26:53	作るようにしてください。
1:26:56	今、今日ですね、お伝えした内容については、ぜひ
1:27:04	教訓というかね、こういう認可申請書の作成マニュアルっていうか手順が御社の中であるのであれば、そういう中に反映していただいて申請書は放映こういう情報がないと。
1:27:21	まだ、認可を受けるようとする位置構造。
1:27:25	強度でこれがないと駄目なんだっていうことをよく明確にした上で、申請書を
1:27:35	作成審査承認して提出してください。今日は1構造強度を主体で、これ動かない設備ですので、そういう形でお伝えしましたが、施行規則施行規則で加工事業規則の
1:27:51	所でこの認可後には横断で使用前事業者検査があります事業者検査で4月から制度変わってますけれども、確認するのは、位置構造を1じゃない構造強度、
1:28:07	あの漏えいに係る事項とそれから機能性能っていうのもあります。今後出てくるものは、機能性能もインターロックであるとかいろいろ求められる設備については、そういうものもありますので、考え方はすべて同じです。
1:28:25	ので、まず使用表に最終の形の原価置けるする設計を変えていただいて、構造強度は図面の中でわかるように書いていただくと、その中で工事が伴うものは、
1:28:41	工事の計画フロー図の中できちっと説明をしていただくということで、
1:28:49	申請書を作成して、

1:28:51	いただきたいと思います。
1:28:55	一方、どうぞ。
1:29:00	これ、原子力工業フジワラです。
1:29:03	先ほどもちょっとコメントいただきまして設備現象等ですね、こちらにつきまして はもう今日は確かに我々は過去からいろいろあって、何かそのおっしゃられる 同姓同名のものがあったりして欲しいとかありますけど。
1:29:21	ここは°設工認の申請にあたってですね。
1:29:25	いろいろ名前等も整理しているところがございますが同姓とか同盟がございます ますが、同姓同名はないように整理しておりますし、あとは今おっしゃられたよう なところですね、きちっと今後の設工認のところでも明確にしていきたいと思 います。以上です。
1:29:43	はい。規制庁ナガイです。努力されているのはよく見えてますので、設備版も 取ったりしてますし、請願法についてますので、
1:29:54	それと、
1:29:57	評価大臣などはもう一つは許可等の対応もありますから、許可にとれる策でき るように、何か対比表をつけて、
1:30:06	どう強化がどうだったんだろう。
1:30:09	またわからないんで、いろいろ大変かと思えますけど、そういう情報をわかり やすくまとめていただくと、小さな訪問を通じてですみますし皆さんがそういう 説明をしていただくことを期待してますのでよろしく。
1:30:30	原子燃料工業フジワラです承知いたしました。
1:30:33	はい規制庁永井です。1個だけ、ちょっとそれをで追加します。
1:30:40	どこ行こうかな。さっき設定のフローがあるのがいいと思うけど。
1:30:45	第1加工棟の
1:30:52	ページ54ページ。
1:31:01	いや、いや、
1:31:04	今、
1:31:06	そうですが、それで10%、例えば10番の
1:31:12	だから、
1:31:14	10分法とか報道官が時フロー64ページ。
1:31:19	ね。
1:31:22	64ページ見ていただきたいんですけど。
1:31:26	はい。

1:31:27	で、ここにも書いてありますけど、毀損の間仕切りとあって、一般の撤去で、中学キーで撤去した部材は放射性廃棄物でない廃棄物として排出保管廃棄連れて、
1:31:43	また、これが非常に大事なところで、撤去して廃棄するものはこういうふうになるということです、それ以外のものをさっきのI型の要望のように、
1:31:57	排気しないものについては、どこにどうやって管理するのかということで、御説明廃棄物でない一般の産業廃棄物であれば、参拝に行くんでしょうけれども、そうでないものについては、やたらとあっちこっちにおけないので、きついと、
1:32:15	どうするかっていうのを書いていただくと、工事のために今さっき評価性も仮設備と言ってきましたけど、仮移設した後に段目が放射線モニターだとか消火栓のように、
1:32:31	機能を維持しなきゃいけないものはちゃんと維持するっていうところを明確にしてくださいということですね、それ以外で例えば壁の工事をするのに、その前にある設備が確保設備があると報じができないから。
1:32:49	それを一時撤去して
1:32:53	一時保管するというのがあるのであれば、それは汚染核燃料物質で汚染されている状況であれば、
1:33:02	やたらと外に持ち出させませんので、一種管理区域の中のどういうところに保管へ一時保管してちゃんと養生して保管しておいて、次回以降の申請で
1:33:17	適用確認受けて、
1:33:19	新規制基準対応するという流れがわかるような図面にしてください。今回、これは、そういうのがあるのかないかちょっとわかりませんが、よく見ていただいて、
1:33:33	さっきもお伝えしましたがそういう部分ですね、流れをがわかるように整理していただければとっていきなきますし、その中で技術基準の適合性工事の中で計画が
1:33:50	技術基準に適合するかということで、必ず、核燃料物質があれば臨界防止、
1:33:56	あと汚染してなら閉じ込めとか、
1:34:01	評価範囲とかですね、売り子グリーンハウスを設置するとか、いろんな流れがあると思いますけれどもそういうのを保安規定、
1:34:13	1点。
1:34:13	換気ますというような状況がきちんと書き込まれているかどうかを社内によくチェックして、
1:34:21	申請をするように一つ。
1:34:25	追加で連絡しましたけど以上です。

1:34:30	原子燃料工業フジワラです。先ほどお話しされましたように今回の申請は基本そのようなところございます。唯一移設が別途あり移設後普通の施設が1ヶ所ありますがその場で埋設するようなもんです。
1:34:47	議会以降ではですね
1:34:50	御指摘のようなところがありますし、当然管理区域も一種でございますので、そのような内容はきちっと盛り込みたいと思います。以上です。はい。
1:35:02	いや、
1:35:03	ぜひそういう形で補正が入らないように、
1:35:08	完璧な書類出していただければ。
1:35:12	だから、私の方がいい。
1:35:14	はい、成調査の事実規制庁側からほかコメント等ございますでしょうか。
1:35:22	規制庁タナベイケノから確認したいんですけど第1加工棟の変更内容で変更しないで11個ありますので、工事の方法を実行してから変更内容は、事故見て第1加工棟が生きる全図を
1:35:42	周辺監視区域恒設POSけど一応確認者さこれ向上工事とかはないという理解でよろしいですよ。
1:35:59	時原子なるこういうフジワラです。そうですね、御指摘の通り、こちらは工事は発生せずに、保安規定等でですね、社内文書等できちっと管理区域を変更するということになります。以上です。
1:36:15	わかりました。忙しいバッテリーそうですね引退者方法等については法で改造等が大きくて、ちゃんと変更内容が必要とされていけば、さらに法人の方でやらせてちゃんと。
1:36:29	必要な大飯については一切がされているっていうことで承知いたしました。
1:36:35	そう遮へい規制庁側から報告ございますでしょうか。
1:36:40	今回、
1:36:42	はい。そうしましたら、規制庁がコメント以上となりますので、本日の面談は以上で終了させていただきたいと思います。本当ありがとうございました。
1:36:54	どうもありがとうございました。